

平成27年第3回美祢市議会定例会会議録（その5）

平成27年9月30日（水曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局係	大塚 享		

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺 剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	美東総合支所長	倉重郁二
秋芳総合支所長	浜口賢真	総務部次長	大野義昭
総務部長	竹内正夫	市民福祉部次長	杉原功一
財政課長	福田泰嗣	市民福祉部高齢福祉課長	河村充展
市民福祉部地域福祉課長		教育長	永富康文
会計管理者	久保 毅	上下水道事業管理者	波佐間 敏
病院事業者	高橋睦夫	上下水道局長	松野哲治
代表監査委員	三好輝廣		

消 防 長	松 永 潤	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 田 悦 子
病 院 事 業 局 管 理 部 長	金 子 彰	監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 田 正 幸
上 下 水 道 局 管 理 業 務 課 長	三 戸 昌 子	綜 合 観 光 部 観 光 総 務 課 長	繁 田 誠
綜 合 観 光 部 次 長	綿 谷 敦 朗	上 下 水 道 局 施 設 課 長	矢 田 部 繁 範
建 設 経 済 部 次 長	白 井 栄 次	総 務 部 監 理 課 長	佐 伯 憲 一

## 6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 78 号 平成 26 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 79 号 平成 26 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 4 議案第 80 号 平成 26 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定に  
ついて
- 日程第 5 議案第 81 号 平成 26 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認  
定について
- 日程第 6 議案第 82 号 平成 26 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 7 議案第 83 号 平成 26 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 8 議案第 84 号 平成 26 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認  
定について
- 日程第 9 議案第 85 号 平成 26 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決  
算の認定について
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 27 年度美祢市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 87 号 美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢  
市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 12 議員提出議案第 3 号 美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の全  
部改正について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第5号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、河本芳久議員を指名いたします。

日程第2、議案第78号平成26年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第9、議案第85号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 高木法生君 登壇〕

○決算審査特別委員長（高木法生君） ただいまより、決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案8件につきまして、去る9月24日、25日の2日間にわたり、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

まず、本委員会では、付託された8議案がそれぞれに関連がありますことから、9月24日は一般会計決算の審査を、また9月25日には全特別会計決算の審査と総括審査を行いました。

なお、各決算の概要や計数等については、決算書、主要施策成果報告書並びに監査委員による審査意見書において示され、執行部より議案の詳細について説明がなされました。

それぞれの議案の説明の後、委員より質疑等がございましたが、採決の前に村田市長出席のもと総括審査を行っておりますので、その内容につきまして、要約して

御報告申し上げます。

委員より、このたびの決算における歳出額について、合併当時と比べて人口は2,700人余り減少しているものの、市税は微減にとどまっており、また、歳出決算額からみても財政規模に大きな差はない。新市発足から7年が経過したが、市長はこの間の財政コントロールについて、どのような所感をお持ちかとの問いに対し、市長より、本市は合併当時の新市基本計画において、合併後の3年間は赤字でスタートをせざるを得ない厳しい財政状況での船出となりました。そのため、新市発足以後、市民及び市議会の皆様の御理解・御協力を賜りながら、市長として大きな覚悟を持ち、本市の財政を健全・堅調にコントロールするよう努めてまいりました。

その結果、合併から今日まで二つの公立病院の維持や、多額の予算を要する諸施策を実施しながらも、一方では多くの基金を積み立てることができました。また、本市の財政状況は財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率からみても着実に好転しているところです。従って、今後さらなる地方交付税の減額、また人口減少による税収減も予想されますが、本市はそれに耐え得るだけの財政的な体力を蓄えていると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、市債の未償還元金の額、いわゆる市債残高については合併当時と今回の決算額を比較しても大きな差はない。しかし、合併当時と比べ市債残高の区分ごとの割合が大きく変化してきているが、これはどういうことかとの問いに対し、市長及び執行部より、現在、本市が抱える市債の主なものは、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債の三つであり、それぞれ普通債は49.5%、災害復旧債は88%、臨時財政対策債が100%を国から交付税措置されることとなっています。これを踏まえると、現在の市債残高の状況は合併当時と比べて、財政的に不利な普通債の圧縮を図り、市の負担が少ない有利な起債に振りかえている状況と言えますとの答弁がありました。

次に委員より、市長はこれまで人件費の圧縮に努められ、平成26年度には合併当時と比べ6億円以上の人件費削減をされた。そこで、将来に向け、さらなる人件費削減を図られるお考えはあるかとの質問に対し、市長より、10年後の平成36年度の見込みでは、平成20年度と比較して18億円近くの地方交付税が減額されます。また、福祉行政にかかる扶助費は8億円程度ふえ、市税は減少するという大変な時代が訪れます。従って、人件費をさらに圧縮し、平成36年度には平成

20年度との比較で、11億円程度を削減したいと考えていますとの答弁がありました。

さらに委員より、税の収入未済額、いわゆる滞納額について、市税の収納率は高く、国保税の収納率も合併以降大きく改善されている。これは、収納マニュアルを整理し取り組まれた結果だと認識しているが、国保税の滞納分は国保税全体の4分の1を占めている。今後この滞納分の解消についてどのような改善策をお考えかとの質問に対し、市長より、国保税の滞納分の中には、本市に住民票はあるものの、実際にはお住まいになられていない方などの税額も含まれています。今後、ケースに応じた不納欠損処理や時効中断などを行うため、収納マニュアルを一本化し、税だけに限らず住宅使用料などにも適応させたいと考えていますとの答弁がありました。

2日間にわたる審議の後、9月25日に各議案の採決を行い、議案第78号平成26年度美祢市一般会計決算の認定について、議案第79号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第84号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第85号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定については、賛成多数により原案のとおり認定されました。

また、議案第80号平成26年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について、議案第81号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について、議案第82号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、議案第83号平成26年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定されました。

なお、委員より、議案に対する反対意見等ございましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上、本特別委員会に付託されました議案8件につきましての審査の結果について、委員長報告を終わります。

〔決算審査特別委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 決算審査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、決算審査特別委員長の報告を終わります。

〔決算審査特別委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第78号平成26年度美祢市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この決算で二つの病院の維持等、個々の事業では賛成できるものもありますが、全体を見たとき、市民の暮らしを守った市政ではなかったと思い、この決算に反対いたします。

市内の事業所等景気の低迷、農家では生産者米価の下落、また年金の目減りで市民は収入が減り、厳しい状況だったと思います。また、人口定住・移住施策においても、対外的な施策よりも、今美祢市に住んでいらっしゃる市民皆さんが住みやすい施策が必要ではなかったかと考えます。その一つに、中学校卒業までの医療費の無料化、通学費の無料化等々です。市外から美祢市に働きに来ておられる方々に美祢市の住みやすさを知ってもらうのが一番の定住・移住政策だと考えます。そうした政策をお願いして、意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 今のは反対意見、どっちやった。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員、反対意見ですよ。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 賛成意見。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、反対意見です。はい、どうぞ。はい、三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど、この決算に反対しますと言いました。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 大変失礼しました。最初のことを聞いてなかったんで。じゃ、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

総括質疑のときもいろいろ村田市長に対して質問をいたしました結果、平成20年度の美祢市の合併時の財政内容と、26年度の決算について、私は質問をし、確認をいたしました。その結果、平成26年度公債費を——いわゆる償還する公債費、あるいは人件費、それだけでも10億ぐらい減額されてるんです。ところが、今委員長報告にもありましたように、歳出総額は変わらないんです。ということは、じゃ、どういうお金の使い方をされたかということ、当然民生費や扶助費に回ってる

んです。そうすると、今三好議員が言われたように、全体から見ると市民のために云々とおっしゃったんですが、私は逆に美祢市が人に優しいまちづくりにそうしたお金を使ったという評価をすべきだというふうに思っております。

また逆に、起債内容も先ほど委員長報告にもありましたように、美祢市の将来の負担が半減に近いぐらい改善されております。しかも加えて基金は25億円余りふやされております。これは合併算定にかかわる交付税が将来的に減額されると、これに備えての財政をきちんとされたというふうに評価をいたしまして、26年度の一般会計の決算認定について賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第78号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第79号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

国保税の高騰を抑えるために資産割をなくして3方式にすること、そして一般会計から法定外繰り入れをするべきだと考えます。一般会計からの法定外繰り入れに異論を唱える御意見もありますが、国保は社会保障制度であり、市が責任を持って財政的に支援をするのは当たり前です。会社等を退職すればほとんどの方はこの国保の加入者になります。このように国保は医療のセーフティーネットであり、加入しているのは市民です。命と健康を守る制度にするべきです。国に国庫負担率を上げるように物申していただきますよう要望いたしまして意見とします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め討論を終わります。

これより、議案第79号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第80号平成26年度美祢市観光事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に賛成いたします。

今ジオパークに美祢市も認定されました。洞窟探検ができる景清洞を遠足とか修学旅行等に全国に大いにPRしていただきますよう要望いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第80号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第81号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第82号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第82号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第83号平成26年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第84号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 介護保険料を払っても利用料の負担が重い、体の状況はよくなったとは思えないのに要支援になったために必要な介護が受けられなくなったなどの声があります。このように利用も制限される中で、介護が受けにくいという、介護保険あって介護なしの状況があります。こういった状況に反対いたします。改善を求めて意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 誤解を招く言葉があると思います。「介護保険あって介護なし」、これは決算の審査委員会の中でも三好議員がおっしゃった言葉なんですね。私は介護保険あって介護なしとは思っておりません。もともと我々年をとりますと、体も心も変化していくわけですね。老いていくと言ったほうが早いんですか。それがもとでいろんな疾病が出てきたり、そうした中で介護を受けざるを得ない状況が来る。最終的にはそれを国民の保健医療の向上を図る、あるいはそういう人たちの尊厳を保持していく、これが法律の目的だと思うんです。そうした中で、私は介護保険あって介護なしということに対しては強く市民の皆さんにも誤解がないように訴えたいと思います。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。賛成ですか、反対意見ですか。本来なら御意見ですから言われて結構なんですけども、三好議員にも先ほど賛成の討論されましたけども、本来なら反対が出て賛成、そして反対が出て賛成というのが大体ルールだろうと思いますので、賛成意見を言っちゃいけないとは言いませんけどもいかなものかなという気がしておりますので、その辺は御留意のほどお願いしたいと思います。よろしいですか。

そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第84号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第85号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 年齢で区別、差別をする高齢者いじめのこの医療の仕組みに

反対です。ですから、執行された決算にも反対いたします。高齢者の方は少ない年金からの天引きで、残りの年金でその後どうやって暮らそうかと不安です。医療費がなくて受診を控えるなど、必要な医療が受けられない事態になると、高齢者の方の健康と命にかかわる問題です。長生きした人たちの暮らしを脅かすこの制度は廃止をして、以前のような老人保健制度を取り戻すべきです。

以上、意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今賛成討論がありましたので。

○議長（秋山哲朗君） 反対です。

○18番（岡山 隆君） 反対意見がありましたので、賛成の討論をしたいと思いません。

毎回私この事案に関して、国保、そしてあとは介護、後期高齢者、今まで何回も切りかえして、切りかえして答弁してきました。それで意見を述べてきたんですけども、まさに先ほども介護保険あって介護なしとかですね、そして今回も差別する高齢者いじめとかね、まさに、本当にもうこの後期高齢者の特別会計、この趣旨が全然意味のないように聞こえちゃうわけです。もうこの制度がある、皆保険制度があることによってどれほどの生活困窮している方が、これほどこの制度、またこの会計によって多くの方が助かってきてるわけです。それをそういう言葉で、まさにこの、ここで反対討論をするというスタンスというのは、まさに国民だましの、まさにこういった討論ではないかと、このように思っています。

さまざまな面でそういうことをきちっと、今回のこれだけの会計事業は受益者の公平負担をきちんと訴えて会計してるし、そして応分の負担も受けたらそれをしっかりとやっていくという、そういった形の後期高齢者の医療制度もきちんと対応していると思っております。

そういった面におきまして、小さいところ、会計のことをきちっと言っていけばまたいいんですけども、ちょっときょうは大まかなところのこの会計について、これによって私たちの生活が守られているということをお話し申し上げまして、討論申し上げまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第85号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前10時28分休憩

-----  
午前11時30分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の1）及び議案付託表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第10及び日程第11を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10及び日程第11を日程に追加することに決しました。

日程第10、議案第86号及び日程第11、議案第87号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成27年第3回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案2件について御説明を申し上げます。

議案第86号は、平成27年度美祢市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

このたびの補正は、本年8月25日に発生をいたしました台風15号の接近に伴う暴風雨被害による被災者への支援対策経費及び早期に災害復旧に取り組む必要があることから、災害復旧経費などにつきまして補正するものであります。

では、歳出予算から御説明をいたします。

まず、民生費では、災害救助費として、給水支援にかかわる消耗品を補充するための経費を追加計上するとともに、床上浸水の被災家屋を対象に、市独自の被災者生活再建支援扶助事業として60万円を追加計上いたしております。

次に、農林費では、農林施設の補修にかかわる原材料を支給する原材料支給事業として32万円を追加計上いたしております。

次に、教育費では、各種教育施設の修繕等にかかわる経費として、小学校費において227万5,000円、社会教育費において351万2,000円、保健体育費において19万1,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、災害復旧費では、農林施設災害復旧費において1億6,969万4,000円を、土木施設災害復旧費においては1億8,054万1,000円を計上し、災害復旧費総額では3億5,023万5,000円を追加計上いたしております。

一方、歳入におきましては、国・県支出金や災害復旧債など、特定財源2億849万7,000円を充当いたすとともに、一般財源として地方交付税1億4,871万6,000円を充当いたすものであります。

以上により、規定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額3億5,721万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億2,761万2,000円といたすものであります。

次に、地方債の補正では、農林施設補助災害復旧事業債、土木施設単独災害復旧事業債及び土木施設補助災害復旧事業債について変更するものであります。

議案第87号は、美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国において、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律が本年5月27日に、また株式会社商工組合中央金庫

法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が8月7日に公布されたことに伴い、本年10月1日から特定非営利活動法人も信用保証の対象とすることとなりましたことから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようによろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。日程第10、議案第86号平成27年度美祿市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほどいただいたんで、ちょっと内容がよくわからないんですが、新旧対照表を見ますと、左、現行では事業主が（発言する者あり）参考資料（発言する者あり）違いますか。今説明の中にありましたよね。（発言する者あり）はい、済いません。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員、今までの発言どうしますか。今までの発言は訂正されますか。三好議員。

○8番（三好睦子君） いいです。後でお尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、今発言、この本会議場で発言されたことはどうされますかということです。訂正をされますかということ。三好議員。

○8番（三好睦子君） 済いません、訂正します。86、7でした。

○議長（秋山哲朗君） これは予算委員会でありますので、また予算委員会のときに質問されたらいいんじゃないですか。今の質問の内容、ちょっと違うと思うんですよ。三好議員。

○8番（三好睦子君） 87号でお尋ねしたいことがあったので、そのときにお尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 私の言ってる意味がようわからんと思いますから、今までの発言を撤回されますかということです。三好議員。

○8番（三好睦子君） 訂正でいいです。（発言する者あり）削除でいいです。撤回です。

○議長（秋山哲朗君） だから、今質問するところが違うということですから、撤回されますかと、撤回しますとということの答弁でいいと思うんです。撤回されますか。

はい。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第87号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど失礼しました。この件についてお尋ねいたします。

参考資料の2ページなんですけど、新旧対照表がありまして、この左側の現行については、改正案ではカットされていますが、これは中小企業で、この零細企業とか、ひとり親方とか、そういったことも適用されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） これもお願いですけれども、確かに三好議員は総務民生ですから、この委員会じゃないと思いますけれども、総務民生で質疑が出るようなことだと思うんです。質問されると思うんですよね。余り中に入っていくと総務民生所管の委員会というのがなくなってくるので、いかがなものかなと思いますけれども。

（発言する者あり） 濟いませぬ、教育経済ですね。ちょっと上がっておりまして濟みませぬ。（笑声）私も人間ですから。三好さん、余り中まで入らんほうがいいんじゃないかということですが、ちょっと答えてあげる分あれば答えて。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいまの三好議員の御質問につきましては、零細企業と、言葉の定義についての問題だろうというふうに捉えておるわけですが、このたび改正のございました小規模——大変どうも失礼いたしました。このたび株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正されたわけですが、直接このたび該当いたしますものは、後ほど後ろの後段のほうの中小企業信用保険法、これが該当するわけですが、この中に言葉の定義として小規模企業者、あるいは中小企業者という定義がございまして、零細企業という言葉、そのものを示したものはございませぬけれども、小規模企業者というものが従業員が20人以下という比較的小さい企業を指しておりますことから、こういった定義の中におさまるものというふうには理解いたしております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に教育経済委員会及び予算委員会の開催をお願いいたします。

午前11時41分休憩

-----  
午後 1時40分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10、議案第86号及び日程第11、議案第87号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 登壇〕

○教育経済委員長（萬代泰生君） ただいまより、教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議で本委員会に付託されました議案第87号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正についての議案1件について、先ほど委員全員出席のもと、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、このたびの一部改正は、中小規模のNPO法人に対する支援を強化するという内容であるが、中小企業信用保険法の中にNPO法人という文言があるのかとの質問に対し、執行部より、中小企業信用保険法の第2条において、中小企業者を規定する条文のうち、第1項第6号に「特定事業を行う特定非営利活動法人」、また小規模企業者を規定する条文のうち、同条第3項第7号に「特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの」とあり、これらがNPO法人を示しておりますとの説明がありました。

採決の結果、本案について全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されま



した。

以上をもちまして教育経済委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育経済委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議で本委員会に付託されました議案第86号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の議案1件について、先ほど委員全員出席のもと、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

委員より、このたびの補正について、本年8月25日の台風接近に伴い被害を受けた指定避難所の修繕料などが計上されているが、市民からは現在避難所に指定されている学校等の施設が浸水しやすい場所にあるなど、避難所にそぐわないのではないかという声もある。使用される施設が避難所として適当であるか否かの調査はされているかとの質問に対し、執行部より、避難所の指定については、浸水、土石流、地震の三つの被害に対する観点から選定しており、それぞれの避難所はそれぞれの分野ごとに指定していますとの説明がありました。

それに対し委員より、このたびの台風により避難所に被害が出ていると思うので、平時から避難所への経路の確認も含め状況を調査し、ハザードマップなどを整備してほしいとの要望がありました。

次に委員より、民生費において住宅の浸水被害に対する支援のための予算が計上されているが、これはどの程度浸水被害に対応するものか。また、国の支援等はどうなっているかとの質問に対し、執行部より、この支援事業は、床上浸水を対象としています。なお、国や県には家屋の全壊、半壊に対する支援事業がありますが、床上、床下浸水に対応するものではありませんとの説明がありました。

採決の結果、議案について全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして予算委員長報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

日程第10、議案第86号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この補正に賛成いたしますが、要望をいたします。

河川の底が土砂で埋まって、川の底が高くなっている箇所があります。その周辺の地域は民家も密集していて小学校もあります。県の河川ですが、災害を未然に防ぐためにも県と協議をされて、河川のしゅんせつ工事を早期に実施されますよう要望いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第87号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会を開催いたしますのでお集まり願います。

午後1時48分休憩

-----  
午後3時59分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の2）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第12を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第12を日程に追加することに決しました。

この際、御報告いたします。平成27年9月29日付で、徳並伍朗議員、高木法生議員、馬屋原眞一議員及び猶野智和議員から、坪井康男議員が、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあることから、同条例第4条第2項の規定に基づき調査請求が提出されました。つきましては、同条例第5条第1項の規定に基づき、美祢市議会政治倫理審査会を設置し、調査を付託いたします。

また、同条第2項の規定に基づき、竹岡昌治議員、荒山光広議員、河本芳久議員、山中佳子議員、萬代泰生議員、三好睦子議員、岡山隆議員の7名を、美祢市議会政治倫理審査会委員に任命をいたします。

日程第12、議員提出議案第3号美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。山中議員。

〔山中佳子君 登壇〕

○9番（山中佳子君） それでは、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正について、提出理由を述べさせていただきます。

この条例は、平成23年3月24日より施行されていますが、特に地方自治法第92条の2については触れていないため、ことあるごとに問題視されてきました。

この地方自治法第92条の2は、関係私企業の就職の制限をしているものであり、条文は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」というものです。

そこで、美祢市においても真剣に議会改革を推し進めようと思えば、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の第4条に市の契約に対する遵守事項として地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重した条文を追加導入し、公平公正な真に開かれた議会を市民に示すべきではないでしょうか。

全国的にも議員または親族の経営する企業の市の請負工事・委託契約を辞退すべきだという条例はふえてきており、去年は広島県府中市のこの種の条例が憲法違反ではないかと最高裁まで争われましたが、最高裁は「議会の公正な運営と市政への信頼を確保するための正当な規制で合憲である」と判断を下しています。

来年4月には合併後3度目の美祢市議会議員選挙が実施される予定です。この選挙に間に合わせようとするれば、施行するまでの期間、周知徹底する期間を考慮し、この9月議会できちんと方向性を示さなければならないと思います。

来年改選後の議会で議論してはどうかという意見や、市民の意見も聞いたらどうかという意見もありましたが、これは美祢市議会の政治倫理条例です。昨年7月以降、議会改革特別委員会の分科会、さらには議員全員による特別委員会において1年間以上議論を重ねてきました。先送りすることなく平成27年9月議会において結論を出すべきだと思います。

今市民からは厳しくも期待を込めた目が議会に向けられています。市民の信頼を

裏切らないためにも、魂の入った政治倫理に関する条例の改定を切に望みます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第3号の質疑を行います。提出者に対する質疑はございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） ただいま、議員提出議案第3号美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正の提案説明をいただいたところでございます。

提案説明の中にもありましたように、美祢市議会では議会改革推進特別委員会を設けまして、約1年にわたって議会改革についての議論を深めてきたところでございます。

御案内のように、9月11日、特別委員会を開催いたしまして、その中で政治倫理条例の改定案、以前から出されておりましたもの、それから、対案として出されておりましたものを取りまとめて、委員長案というものを提示させていただきましたけれども、なかなか平行線のままに終わりをまして、特別委員会としてはまとめることができなかつたわけでございます。

そうした中で、本日、改定案——改正案が提出をされました。これも議員の権利でございますので、特別何ら言うことはないんですけども、ただ、やっぱり今まで特別委員会の中でまとまらなかつたものを、こうやって出されたということで、私も委員長として取りまとめができなかつた責任を感じるところでございます。

しかし、先ほど言いましたように、議員の権利でございますので、出されてまいりました。

それで、今までの議会改革推進特別委員会というものは、議会改革をするためにどういったことができるのかという、いろんな面での調査をする性質の委員会であったというふうに思っております。

その中で出てきた政治倫理条例の改正、今回こうやって正式に議案として出されたわけでありまして、実は、議運の前の会派代表者会議でも提案をいたしました。正式に議案として出されたものは、会議規則から言えば、その委員会に付託をして、その委員会で十分な審査をして本会議で可決すると、可決というか、採決を

するというのが議会のルールでございます。

しかし、もう1年間も議論してきたから、その委員会の付託することはないということでこのような形になっておるわけですが、私はやっぱり手順を踏んでやるのが議会のルール、議会規則、会議規則にのっとってやるべきであったというふうに今でも思っております。とはいいいましても、議会はルールで動きます。こういった形でやろうということになりましたので、今からたくさんの議員が質問をしますと思いますけども、どうぞお答えをいただきたいというふうに思います。この場しかもうございませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

提案説明の中にもありましたように、一番の肝は地方自治法第92条の2を明確に入れてはどうかということが肝であろうと思います。提案説明の中でも朗読されましたけども、地方自治法第92条の2、いわゆる議員の兼業禁止の条文は先ほど言われましたように、「普通公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」ということが92条の2の条文であります。

一つに、議員個人が当該地方自治体と請負関係に立つことを禁止をしております。また、後段では、当該地方自治体から、いわゆるここで言えば美祢市から請負している法人についても、請負量が一定の場合には取締役等になることを禁止しておるわけでございます。

法は「主として同一の行為をする法人」と規定しているように、そもそも市の請負契約等があることを前提に条文はつくられております。すなわち、会社として市との契約の可能性を見越してこの条文はつくられているということでございまして、議員にかかわりのある法人と市との請負契約等そのものについて、この法の精神は悪として捉えていないということでございます。

現に、判例でも、「当該地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合はそのこと自体において当該法人は主として同一の行為をする法人、すなわち半分に当たるというべきであるが、半分を超えない場合であっても当該議員が業務の主要な部分を占め、その重要度が長の」、すなわち市長の「職務執行の公正、適正を損なう恐れが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは50%を超えていなくてもこれに当たる」ということで、

すなわち、請負そのものがいけないと言っているわけではなくて、執行の公正、公平を損なうような不正な行為によって契約がされた場合、または議員の立場を利用していわゆる圧力をかけたり、そういったことをしてはいけませんよというのが、この法の精神だろうというふうに思っております。

重要なのは、判例の後段の部分でありまして、法第92条の2の趣旨は、あくまで地方公共団体の職務執行の公正、適正と議会運営の公正を確保するためのものであり、議員の倫理観そのものを問うてはおりません。

従って、法第92条の2に関連しまして、議員と市との請負契約等に関する倫理観を問うことについては、独自の倫理条例等で自主的、自律的な観点から規定されるべきものでありますが、その条例の制定、改廃に当たっては、今まさにやっておることですけれども、地域の実情や特殊性など、当該普通地方公共団体の規模、産業構造、公共事業に対する依存度、また過去の不正行為の有無や現状等を十分に考慮の上、取り決めることが肝要であるというふうに考えております。

すなわち、今美祢市の現状で今提案されておるようなことが果たして必要であるかどうかということでございます。特別委員会の中でも、この件については両方の意見があったわけですけれども、改めて純政会さんの案の今の92条の2の第4条に当たりますけれども、「議員または配偶者もしくは当該議員の2親等以内の親族（姻族を含む。）又は同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約、指定管理者を辞退しなければならない」ということで、これはもういわゆる92条の2の規定を上回る規定になるんじゃないかなというふうに考えております。

それに対しまして、特別委員会で私が示しました委員長案では——まあ、この案は今ないんですけれども——委員長案では、市との請負契約等に関する努力事項としまして、「議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市を相手とする工事もしくは製造の請負、業務の受託または物品の売買を主要な業務とすることとならないよう当該法人に対し、工事の請負等の契約締結の自粛を求めるよう努めるものとする」ということで、いわゆる努めるというふうな表現をさせていただいておりました。

純政会さんの案と委員長案の違いは、市との、いわゆる完全に禁止をするという

部分と、努力しなさいという部分と違いがあるよということで特別委員会ではやったわけなんですけども、改めてこのいわゆるゼロベースですよね、特別委員会の中でも言われておりました1円たりともその契約、あるいは納入をしてはいけないというふうなこの規定について、改めてそのお考えといいますか必要性、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今、荒山議員から質問がありました。この美祢市の実情を考えると、この今私たちが出したものは合っていないんじゃないかということと、それから厳し過ぎるのではないか、ゼロベースということはだめなんじゃないか。先ほど50%というようなことも言われました。それは、かなり過去の判例だと思います。

しかし私たちは今これつくったのは、昨年最高裁で判決が出ました広島県の府中市の条例をもとに、これつくっております。

問題点は美祢市においては今までもなかったと思います。信じています。しかし、これからどういう問題が起こるかもわからないということで、私たちは歯どめのためにこれを「辞退しなければならない」、ゼロベースということで、このたび提案しております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ただいま府中市の例を挙げられました。確かに最高裁まで争われたことは事実でありますけども、ただその判決の内容が非常に複雑で、今言われたようなことを本当にその最高裁が本当に言うておられるのかということは、また後ほど同僚議員からもいろいろあると思いますけども、その辺の議論もちょっと不十分なところもあったというふうに思います。最高裁で違憲ではないと言われたから美祢市にもということでは私はなかなか説明が不十分じゃなかろうかなというふうに思っております。

またその件については後ほどあると思いますので、私からは以上で終わります。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。萬代議員。

○7番（萬代泰生君） ただいま、山中議員さんから提案理由がございました。公平、公正な真に開かれた議会を市民に示すべきではないでしょうかというような提案説



明もございました。

今、荒山議員さんがこれまでの経緯をいろいろと話をしてくられたわけですが、やはり美祢市においてはそういう問題は起こっておりません。なのに何でこんな厳しい改正案を導入しなければならないのか。

ただ、委員長案が示されたときに、二つの会派からそれぞれの提案内容が示されたわけですが、私どもの新政会のほうからは、「人権侵害のおそれのある行為はしてはならない」という提案をしてきておるんですけれども、残念ながら私どもから提案された内容については一切無視をされておるわけですよ、この中には何ら入っておりません。

委員長案の中では、それを盛り込んだ形で条例改正をしようじゃないかという提案があったわけですが、それがこの場に及んではないがしろにされてしまってるなというふうな感じで、私どもとすれば非常に不愉快な思いもしたるわけなんです。それともう1点、92条の2の市の工事等の関係で、一銭たりとも許されないということになりますと、もう一つの見方からすれば、この条例案を制定して、市の市民の中には商売をやっている人もおられるし、それから土建業をやっておられる方もおります。もちろん私どものように農業をやっているものもおる、そういったいろいろな立場の中から市議会議員というものは出てきて、行政そのものの内容をチェックしていく、そういう仕事が議員の仕事というふうに思っているわけですよ。

そうすると、この市の契約に関して一切、地方自治法じゃあ50%を超えなきゃいいというふうな内容なんです、今提案された内容は一切だめですよ、しかも最後に8条でしたかね、「違反した場合は議員の辞職勧告を行うこと」というふうなことも書いてございます。そうすると、市議会議員を目指す人たちが目標が狭められてしまうんじゃないかというおそれを私どもは感じてるわけです。

行政の執行をする上で、やはり市民の生活、市民の安心、そういったものを確保するためにこの議会というものがあると思うんですよ。だから、これを地方自治法を上回る厳しい内容を制定することによって、そういった議会に出ているんな市の発展のために尽くしたいと思う人もおられるかもしれないけども、二の足を踏むんじゃないかというふうな懸念をしておるわけでございます。

特にこの政治倫理条例の中で、県内の様子を見てみますと、7市あるわけで、その中で2市ほど一親等という文言が使ってあります。でも、ほかの市にはそういっ

た縛りは入っておりません。やはり、地方自治体の行政を執行していく上で、これは議会でも同じことなんです、県内の自治体との足並みはある程度は考慮しなきゃいけないというふうな考え方を持ってるんですけども、これは府中市とって、最高裁まで行ったからこれは憲法違反じゃないですよという話は今されましたけれども、何もその府中市の条例改正案の一部をここに引用する必要がどこにあるのという疑問を持ってるわけです。

だから、そこら辺をもう一度、美祢市議会の中では過去にこういう問題で議論した——問題になった事例はないというふうに前にも聞いておりますけれども、それなのになぜこんな厳しいってうか、内容にしなきゃいけないのかももう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今言われましたように問題はなかったとっております。

先ほども申し上げましたが、この問題、今がないからといって未来永劫ないとも限らないと思います。それで私たちは広島県の府中市の最高裁まで行きましたこの条例を参考にしまして、ちょっと厳しいかもしれませんが、「辞退しなければならない」というような文言も入れております。

それから、この美祢市は非常に事業される方も多いですし、今18人の中にも取締役されている方やいろいろ会社をやってらっしゃる方が何人かいらっしゃいます。

しかし、私はその方々また議員となられても構わないと思います。そのかわり市との請負契約はちょっと辞退していただきたいと、それなら私、この条例でうたっていることはそういうことなんですけれども、辞退していただければ私は議員になっても、私だけじゃなくて、この条例の趣旨がそうなんですけれども、構わないと思っております。

それから、地方自治法で50%というふうに言われましたけど、これ条文の中には50%というのはないですよ、判例ですよ。これ92条の2の中にもそういうことはないと思います。判例をもとに言われていると思いますので、私はこの50%にこだわる必要はないのではないかと思っております。

これがちょっと厳し過ぎるのではないかと言われますが、歯どめをかけるにはこれぐらいの条例でなければいけないのではないかとということで、私たち5人は話し合いまして、これ今回提出させていただいております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。萬代議員。

○7番（萬代泰生君） 提案者の御意見はよくわかったわけですが、やはり美祿市議会議員の政治倫理条例、要するに道德ですよね。道德って言ったら笑われるかもしれませんが、昔は道德という話をしてましたよね。だから、こういうことをしちゃいけないよということなんですけれども、余りにも今言われるように、こういう事件は起こっちゃおらんけども、先の起こることを想定してという、そこまでする必要はあるのかないのかっていう、やはりどうしても疑問にぶち当たるわけなんですけれども、やはり、先ほど来年の4月には選挙があるというふうな話もされておりました。やはり、議員の中にも市民に対して人権侵害があっちゃならないし、また、それはそういったことをやはり慎まなきゃいけない、そういったことをやっぱりお互いがきちんと認識していく必要もあるんじゃないか。

であれば、当然この条例の中に入れ込んでいく必要があろうかと思うんですが、皆さんはそういった人権侵害のおそれのある行為をしてはならないという条文を入れることに関して反対なんですか、それとも賛成なんですか。ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 失礼しました。先ほどの質問の中で人権ということがありましたが、この人権ということは憲法でもうたわれていることでもありますし、当然守られなければならないものだと思っております。

私たちは議会の基本条例というものもありますし、この政治倫理に関する条例もあります。今もありますし、私たちも提案しておりますが、この中にも「人権」という言葉はありませんが、「人格を否定するようなことはしてはならない」というふうな文面が私はあると理解しておりますので、無理に人権という言葉はなくても、それは当然のことだと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。馬屋原議員。

○5番（馬屋原眞一君） 今4条の関係で、92条の関係が言われておりますけども、先ほどから過去には例はなかったというか、いろんな問題はなかったというふうな説明をされました。

その中で、将来にわたってあるのではないかという懸念があるからつくったのだということでございますけれども、それでは今の入札に供される請負契約の中で、議員が非倫理観を持ち込める要素はあるんですか、どうですか。そこを聞きたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 濟いません、ちょっと質問の意味がよくわからないので、かみ砕いてお願いします。

○議長（秋山哲朗君） 馬屋原議員。

○5番（馬屋原眞一君） 一応市は一般競争入札、あるいは指名競争、あるいはいろいろな随意契約、いろいろ契約方式ありますよね。その中でいろいろ審査会を設けて、入札指名業者、入札要件の人間をついていきますか、業者の選定をしております。そういう一応規定があるわけです。その中でちゃんとそういう地域、あるいはいろいろなランクによって指名競争入札ないし、その入札が行われておりますよね。その中で、議員がかかわっておる企業だったら、その入札が不公正に、あるいは適正に行われなかったということが起きるんですかということを知りたいんです。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） それは今までもなかったと思いますので、今からもあるかないはわかりません。しかし、わからないから、今までなかったから将来もないとは限らないと思いますし、その辺のきちんとしたラインを引くっていうことは大事なんじゃないかと思ひまして、私たちはこのように提案しただけで、その辺のところはちょっと私にもわかりかねます。

○議長（秋山哲朗君） 今の質問の内容と答弁の内容がちょっとかみ合わんのですけれども、そういう公共事業の入札とか指名とかに、そういう議員が入る余地があるんですかということです。その制度を御存じですかということの質問じゃないですか、馬屋原議員。

○9番（山中佳子君） それはちょっと私、濟いませんけど、申しわけありません。よくわかりません。

○議長（秋山哲朗君） 馬屋原議員。

○5番（馬屋原眞一君） そういうふうに答えられるとどねえもならんのですけど、一応、やはりこういう倫理規程でぴしっと決めてしまいますと、要するに大きくくり

でかけてしまうと、中はどうでもいいよちゅう話でしょ、早い話が。基本的に入札制度に問題があれば、入札制度の規程、あるいは諸規程をきちっと改正する、あるいはいろんな部分で検討するのがまず先決じゃないかと私は思うんです。そういうことは全然知らん、わかりません。だけど、将来何かあるかもしれないから、はあ全部しましよって、それは乱暴やないですかということ言ってるわけです。

○議長（秋山哲朗君） 今、やから入札制度のあり方を御存じですか。知らないにもかかわらずこういう条例をつくるんですかという御質問ですかね。山中議員。

○9番（山中佳子君） その辺のところは私の認識不足で非常に御迷惑をおかけしておりますが、これは私1人でつくった案ではありません。5人で相談してつくっておりますので、ほかに私たちの会派の中ではわかるものがあるとお思いますので、もしよろしければその者に答えていただきますが、議長いかがでしょうか、そこまでされますか。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。提案者に対する質問ですから、出された方がほかにまだ4人おられるから、その方が答えられるかどうかということで、ちょっと待ってください。

提案者の代表の山中議員から、この我々の、私たちの純政会でこれをつくったんだと、だから純政会の中には、この今制度を知っておる方がおられるということですから、提案者の方の中からどなたか知っておられてつくっておられるんですか。どこにへなら今の議員の口ききが入れる余地があるんですかということを明確に答えられる方はおられますか。そこが問題だと思うんですよね、先ほどから。今、山中議員は、私はわからないから、うちの会派の中には、提案者の中おられますよということですから。（発言する者あり）そうですか。それならちょっと一緒にあとやりますから、ちょっと竹岡議員どうぞ。

○17番（竹岡昌治君） 先ほどからお聞きしてたんですが、いわゆる美祿市の入札制度についてなんですが、その前にひとつだけつけ加えてお尋ねをしていただきたいと思います。いわゆる公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがあります。このことが理解できてるかどうか併せてお尋ねをしていただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 失礼しました。ちょっと入札制度の問題で、そういうことが議員が入るか入らんかということ大事な問題ですから、ちょっと監理課長を呼んで

答弁をさせてもいいなと思いますので。ちょっと皆さんがわからなかったら困りますので、今の竹岡議員の質問に対して、いいですか。山中議員。

○9番（山中佳子君） ああ、私答える。

○議長（秋山哲朗君） そうです、はい。山中議員。

○9番（山中佳子君） 申しわけありません。その法律についてはちょっと理解しておりません。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 関係がありますんで、ちょっとお尋ねしたいと思います。

世の中、性善説と性悪説と二つの考え方があるんです。純政会の皆さんは性悪説なんです。何か起きるからこうしちよこうじゃないか。我々は今まで性善説でやってきたんです。そして、政治倫理条例をつくってからずっと守ってきたつもりであります。しかし、一部の議員さんは守ってない人もおられるんですが、私が申し上げたいのは、この公共工事の入札並びに契約に、それを適正化の促進に関する法律というのがあるんです。その法律は当然馬屋原議員が言われたように、議員が介入できるかどうか、そんなことは当然できないのは当たり前のことなんです、法律上。美祢市もちゃんとその入札制度は確立されておるとおもいます、法律に基づいて。

そうしますと、公共事業を私たちはする人が悪なのか、だから性善説と性悪説の話なんです、公共事業をする人が悪という見方はちょっといかなものかなと。この法律そのものが「請負の建設業者の健全な発達を図ることを目的とする」と書かれてるんです、最後。こうなってます、法律の目的が。

ということは、公共工事を通して、そうした建設業の、いいですか、健全な発達も一つの目的とした法律なんです。それをたまたま議員が関与しているから、議員が何か圧力をかけてやってると、この中にもおられるとおっしゃった。当然おられます。議長も当然そうだろうと思うんですけど（笑声）それから府中市のね、いいですか。府中市のもともと、今笑われたけど、府中市は政争の中でできた条例、御存じなんですか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 判例で出ている範囲のことは読んでおります。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君）　じゃ、判例の出ている範囲ならわかってるとおっしゃったんで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

判例の最後のくだりを読まれましたですか。ちょうど私ちょっと今判例のコピーを持っていますがですね。

○議長（秋山哲朗君）　いや、ちょっと、なら、今質問ですか。

○17番（竹岡昌治君）　済いません。ちょっと逸脱しましたが、監理課長来られました。来られたら私はやめますが。ただ申し上げたいのは、入札制度がきちっと確立されてる中で、馬屋原議員がおっしゃったように、議員が介入できない状態になってる。これなのに性悪説で、まあ何かするじゃろうからこういう規定をつくろうというのは、萬代議員がおっしゃったんですかね、広くやっぱ人材を求める、この議会が門戸をそれだけ閉める必要性があるかどうか、併せてそのときにお答え願いたいと思います。

○議長（秋山哲朗君）　山中議員。

○9番（山中佳子君）　性悪説とおっしゃいますが、何か起こるかわかりません。しかし、今日本の中のそれぞれの自治体の流れといたしましては、例を言えば、隣の長門市には事業される方は1人も議員さんいらっしゃらないというお話です。それから、山陽小野田市においては、そういうことはもう政治倫理条例でうたわなくても当然のことだからということで、何人いるかは確認はしてないんですけども、萩市においてもだんだん減っていく傾向にあるというふうなことは伺っております。

それで今言われましたように、入札に入る、入らないということは、議員になられたら入らなければいいと思うんですよね。もし入りたければ、済みませんけれども、議員は辞退していただけたらというのが私たちの提案理由です。

以上です。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君）　まだ監理課長、来てないでしょ。（発言する者あり）竹岡議員、いいですか。（発言する者あり）ああ、そうですか。猶野議員。

○1番（猶野智和君）　私は倫理委員会の分科会からずっと御一緒させていただいて、この話をずっと見てきております。

前回倫理委員会の最後のほうに私ちょっと質問をさせていただいて、そこでそのときには十分私納得できるようなお答えはいただけなかったんですが、そことちょっと重なるとはと思いますが、今回は新たに仕切り直しということで、ちょっと同じ質

問をさせていただきたいと思います。

まず、やはりこの条文いろいろお話ありましたが、やはりこの今回ですと、前は3条の2ということになっておりましたが、今回第4条に同じ内容の文章が入っております。

そこには「2親等以内の親族」という言葉がございます。そのとき、これプラス、ここで肝になる条文ということで、この2親等以内の親族というポイントと、もう一つ補助金という項目はなぜここに入っていないんだろうかと、新たにこの92条の2、地方自治法であるもともと引かれているラインを超えてさらに厳しくしていくときに、新しいラインを引くわけですけど、そのときにはこのラインを引く明確なやはり理由が必要になる。必要で、ここを明確にすることがなければ、やはりここは単なる政局になってしましまして、市民のためというのはあれで、実はその分に使ってるのは何かと、そういう疑いを持たれても仕方ないと思います。ですから、ここはぜひともこのあたりのラインをつくった明確なことをもう一度教えていただきたいなと思います。

あれから割と同じ質問ですし、日にちがたっておりますので、お答えの問答等もできていると思います。ぜひ、お答えいただければなと思います。よろしく願います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今回第4条にうたっております2親等以内の親族というのは、広島県府中市の条例からとりました。そして、それが最高裁で認められておりますので、私たちは憲法違反ではないと思ひまして、2親等以内の親族という文言をそのまま使わせていただきました。

そして、今補助金のことを言われましたが、これ分科会するときにも話があったと思いますが、補助金っていうのは市長や国、県からの政策的な費用であって、これは請負などのように生活のなりわいとするようなお金ではないということで私たちは理解しましたので、この場合、ここには補助金ということは入れておりません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 確かに前回は府中市、先ほどから府中市の名前が何度も何度も出てきておりますので、ここを要は、そこで1個前例があるからということで、



そのカーボンコピーをここでもう1個つくろうということのお話だと思います。

先ほどからお話がたくさん出ておりますが、なぜそこを持ってこないといけないのか。先ほどから最高裁でそういう判例が出たからというのがあるんですが、要は、最高裁まで争われた条例ということですよ。1審、2審である程度争われて、そこで、1審、2審ではちょっと審議、府中市に不利な判決が出て、それが最高裁まで争われていったということです。やはり、いい条例ならばこういうことはまず起こらなかった。何か問題があって、やはり、そういうものがあつた条例なのかなというのは予想はできます。

ここの府中市の特にここの中の判決文を読んでいきますと、憲法違反ではないという理由の中に、厳しい確定した処分といいますか、厳罰の項目もないというところも書いてございます。逆に言いますと、厳罰という項目があれば憲法違反に引っかかっていたのではないかとということもあります。

前回お話、ちょうど倫理委員会の最後の質問をさせていただいたときに心の問題だからと、こういう厳しい最後のあれはないけど、罰則はないけれども、心の問題だからという話ではあつたんですが、この条文ができてしまうと、来年選挙もございしますが、ネガティブキャンペーンには十分使えてしまいますよね。だから、そういうことも含めて、私はもしかしたら、その半年後に向けての何かの動きではないのかなと、そういうことのがつた見方もしてしまうので、そのあたりはぜひここは市民のためだということをごひアピールしていただければなと思います。そのあたりもう一度ちょっとお願いします。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待つて。何か坪井議員ありますか。（「今、意見じゃなくて質疑でしょう」と呼ぶ者あり）質疑ですよ。何かあります。（発言する者あり）いや、提案者に対して何か質疑ありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。それなら黙っておいてください。

お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合により、これを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、議事の都合により、会議時間を延長いたします。

山中議員いいですよ。山中議員。

○9番（山中佳子君） 私たちは議会は市民のためにあるものだと思っております。  
今こういうふうな条例を出すことは来年の選挙に向けた何かのキャンペーンになるんじゃないかというようなことを言われましたが、そういううがった気持ちでは全然ございません。そういうふうに見える方もあるかもしれませんが、それはその方の意見であって、私たちは議会は市民のためにあるものであるから、市民のためになるような方向に持っていこうという気持ちだけで出しております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 先ほど、公共事業に関して、今、ほかの4人の方が、誰かが専門家がおられて決められたということで、山中議員は先ほど発言されましたけれども、どなたか発言されます。5人が話し合われてこれを出された。山中議員はよくわからなかったということでありましたから、どなたかその発言があったんじゃないかと思えますけども、下井議員、得意じゃないですか。わからない。（笑声）岩本議員は得意じゃない。秋枝議員（発言する者あり）西岡議員（発言する者あり）まだ発言されますか。どうぞ、西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 入札制度についてということですがけれども、私も行政ではありませんし、詳しい内容までは特にわかりませんが、ここにおられる議員の中で入札参加される方もおられます。私も企業やっていますので、入札参加したことがあります。その入札の中で、公平でない入札が行われているんかという、美祿市の場合、公平にやられているというふうに思っております。

しかし、この倫理条例は、公共事業の入札だけをうたってる倫理条例ではないというふうに思っております。随意契約や指定管理制度、いろいろなこともありますので、そういった中の全体を見ていただいて、入札制度に特化したことを言っているわけではなくて、この倫理条例というのは、ほかの物品の随意契約や入札を行われない購入もあります。見積もりの購入、そういうのもありますので、そういったものも含めて全体のことをうたっているというふうに思っております。（「物品の納入に対して何か不正があるの、これ物品の購入ってどこ、総務」と呼ぶ者あり）物品の購入というのは、行政の中という意味だけじゃなくて、三セクとかそういった公共からのところも含めてのことを言っているということで。

○議長（秋山哲朗君） いや、なら今三セクっていうのがどこどこがあるんかいね。農林開発と観光開発、この二つかいね。この納入に関することに対して議員が口を

きいたということですか。

○13番（西岡 晃君） いや、口をきいたとかそういうことを言っているわけではなくて。

○議長（秋山哲朗君） うん。

○13番（西岡 晃君） そういったことは今までなかったと自負しておりますけれども。

○議長（秋山哲朗君） 本当になかったですか。

○13番（西岡 晃君） それはわかりません。

○議長（秋山哲朗君） ふうん。

○13番（西岡 晃君） わかりませんが、本当になかったんですか、わかりませんが、そういうふうに思っておりますが、それがこの倫理条例をつくることによって抑制がかかるというふうに思っております。

○議長（秋山哲朗君） 今、西岡議員は今までそれはなかったと、なかったけれども、これが歯どめになるからつくるんだということですね、今言われたのは。そういうふうに理解してよろしいですね。はい、どうぞ、西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 今までの倫理条例は三セクやそういったところに、当然92条の2をしっかりとうたっていないということもあります。これの施行日も4月1日からという施行期間を約半年間設けているということで、今まで契約をされていることもありましようし、いろいろな物品納入や公共工事を含めて、そういった契約もされている、そういったこともありますので、半年間の猶予を見ているということで、その半年間の間は現状ある倫理条例を適用して行っていけばいいというふうに私は考えております。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今回、純政会からこの政治倫理条例、全改定ということで出されてきたわけでございます。それ以外に今まで新政会、政和会、また委員長もいろいろ調整されまして、委員長案等も出てきております。そういった中、私もなかなか公平な判断をするというのは難しいところもあるんですけども、いろいろうちの県本部とかいろいろお尋ねして、そういった中であって、委員長提案されたような事案が一番いいのではないかと、そういうところで認識が一致しているところでは。

それで、今回出されたということで、今皆さんがさまざまな面での質疑、山中議員、提案説明を受けて質疑されておりますけれども、まず、この今の美祢市議会の現状において、特に政治倫理条例に関して問題が発生していないことも踏まえて、なおこのタイミングで条例を全部改正するその意図というものはいかなるものか、そういったことと、また、政治倫理改定案を提出した会派所属の議員に、この改定後の条例に、今はいいかしらんけれども、この政治倫理を全部改定した後の条例のこの規定に抵触するものはないのかどうか。

今美祢農林開発の件のことも言われておりましたし、また空き家利活用、こういったところのさまざまな面での議員のかかわり、こういったところのものがないのかどうか、こういったところのことをしっかりと条例全部改定後は市との請負契約はしないとのこの考え方はそもそも議員のその倫理観、人間性に沿ったものであるかどうか、この辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君）　ちょっと待ってくださいね。今ここに監理課長が来てますから、市の入札制度についてちょっと説明してもらわないとわかりませんから説明してもらいます。その後に今西岡議員から三セクの話も出ましたので、三セクの社長を参考人として呼びたいと思います。よろしいですか。

そうして、やはりテレビカメラが入ってますので、市民が誤解を招く、三セクではそういうことがあるんかと誤解を招くおそれがありますので、とりあえずこの場は、今監理課長のほうで入札制度、美祢市の入札制度について、本当に議員が口をきいて入れるもんかということも含めて、今現在の入札制度のあり方、今後もしそういうふうな議員が口きいたら入れるんかということも併せて答弁していただければと思います。

本当にこれ大事なことです。本当に今現在疑わしいこと、入札制度も今わからない中でこういう制度をつくるのはいかなるものかなと思いますので、とりあえず今の現行はどうであるかということ、私もまだちょっと手を離れてますからわかりませんから、ちょっと説明していただきますので。佐伯監理課長。

○総務部監理課長（佐伯憲一君）　それでは、本市の入札について御説明をさせていただきます。

本市におきましては、前回の三好議員の質問にもございましたとおり、指名競争入札で、公共工事の発注の入札方式につきましては指名競争入札で行っているのが

現状でございます。

それで、その指名競争入札につきましては、美祢市建設工事等指名競争入札参加資格等に関する要綱っていうのがございまして、それに基づき指名基準であったり、その工事の種別であったり、それとは別にまた地域性を考慮して業者選定を行って、指名審査会にお諮りして、指名競争入札っていうことで実施しておる次第でございます。

したがいまして、美祢市建設工事等の指名競争入札参加資格等に関する要綱に基づいて指名競争入札を実行しておりますので、市議会議員さんたちの口添えとかは一切ございません。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） ちょっとこの際、暫時休憩をして、手続きをちょっと踏みたいと思いますので、ここはいつも副市長でありながら、やはり三セクの社長でもあるということで、ちょっと手を踏ませてください。よろしいですか。暫時休憩したいと思います。よろしくお願いします。

午後4時57分休憩

-----

午後5時24分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社の代表取締役を直ちに本会議に参考人として招致したいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、参考人を招致することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後5時25分休憩

-----

午後6時20分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

ただいま、参考人として農林開発、観光開発の社長が来ておられますので、参考

人に対する質疑がございましたら、どなたか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 先ほど、休憩前における会議のときにおきまして、山中議員に対する提案説明に対していろいろ質疑をしておりました。

そういった私の質疑する中であって、西岡議員が物品の購入に関して、この第三セクターとか、こういった公共に絡むことも含めて、この政治倫理条例に規定されているということで、今まで口をきいたとか、そういったことのものはなかったということ、議事録に残って、言われております。

そういったことで、美祢農林開発の社長でもある篠田さん、社長にお尋ねしたいんですけども、この美祢農林開発にかかわる物品購入に関しまして、今までかかわっている議員がいたのかどうか、このかかわった議員のもし名前がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 篠田参考人。

○参考人（篠田洋司君） それでは失礼します。美祢農林開発株式会社へも物品の納入に議員が絡んでらっしゃるかどうかが、という御質問でございます。

物品の納入1件ほど、議員さんの絡みがあるかと思っております。お名前言うんですか。会社名が……

○議長（秋山哲朗君） ここにおられる議員の中に、そういう議員さんがおられるかどうかという質問ですから。それに対してだけで結構です。

○参考人（篠田洋司君） いらっしゃいます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） かかわっている議員がおるということで、あえて、名前は述べられませんでした。

○議長（秋山哲朗君） 名前まで。

○18番（岡山 隆君） 名前まで、もし差し支えなかったならば、名前まで言ってください。

○議長（秋山哲朗君） 篠田参考人。

○参考人（篠田洋司君） その納入業者名はスリーウエスト商会株式会社代表取締役西岡晃氏でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それで、実際、スリーウエスト、西岡議員がかかわってい

たと、今説明がありました。

それで、どのような物品の購入なのか、されたか、これについてもちょっとお尋ねしたいと思います。説明をお願いします。

○議長（秋山哲朗君） 篠田参考人。

○参考人（篠田洋司君） 平成24年が手袋などの消耗品、平成25年からカップサラダのサラダ容器でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

それで、今お話されました、平成24年度手袋、25年度はカップサラダ、カップの、物品購入したと思いますけれども、これらの金額というのは、大体どの程度になっているか、わかれば説明していただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） わかります。篠田参考人。

○参考人（篠田洋司君） 平成24年が4万9,277円、平成25年が49万1,976円、平成26年が121万9,500円でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 了解しました。ありがとうございます。

そういったことで、今回こういった物品の購入、入れていくに当たって第三セクターとして、社長として、それに対しての圧力というか、そういったものを感じられたかどうか、別に感じてないかどうか。この辺についてどのようなお感じであったかお尋ねしたい。

○議長（秋山哲朗君） 篠田参考人。

○参考人（篠田洋司君） その当時のことは、私就任していませんので、わかりませんとしかお答えしようがございません。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

篠田参考人に対しての御質問は、この件はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

暫時休憩したいと思いますので、わずかな時間だと思しますので、よろしく願います。

参考人、お疲れでございました。ありがとうございます。

午後6時26分休憩

-----  
午後6時27分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

提案者に対する質疑はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 先ほどからの続きなんですけれども、今回、この条例の全部改正、この前をですね、議員として、市との請負契約をたくさんしてきたが、この条例改正後は、市と、また市並びに第三セクターなどのところと請負契約はしないという、倫理観を持つ議員、そういった倫理観を持つ議員が、持つ所属する会派から条例全部改正が提出されたわけです。

もうそういった面で、あたかもクリーンなイメージを与えるものとして、この扱うことに対して、本当に市民の背徳の念を禁じ得ない——こういったところを先ほどの第三セクターの社長のこういった参考人の答弁等を聞きながら、それに対してどのような、御見解を持っているかお尋ねしたい。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今、篠田参考人のお話を伺った限りでは、西岡議員が有利な取り計らいをしていただくように、第三セクター側に働きかけたというようなことは、私は聞こえてきませんでした。皆さんはいかがでしたでしょうか。

そして、3条の2項において「市が行う工事、製造または請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約または許可、認可について特定の個人、企業、団体を推薦する、紹介するなどの有利な取り計らいをしないこと」というのは、以前からの政治倫理条例にあります。私たちが新しく出したものではありません。これに従って有利な取り計らいはしていないものと、私は信じております。そういう証拠があれば、また挙げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） こういった口きき等、そういった圧力とかあるとかないとか、そういうこと言う以前に、議員としてそういったところに行くこと自体がもう既に、私は、どうかということを思っております。

そういった面において、こういった監理課に行くとか、またこういった第三セクターのところに行って、そういったことのお話を、購入の件を言うというのはどう



かと、このように私個人は思っております。

そういったところのものを条例をつくり込んで、どうしても改正前、後、どうしてもこういったことは改正前も、後も、私はきちっと襟を正していかなければならないと、そのように思っております。

そういった面で、今回の全部改正というのはいかがなものかということを考えているところです。一応これで終わります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。高木議員。

○6番（高木法生君） それでは、私のほうからこの改正案の提出理由につきまして、御質問申し上げたいと思います。

いろいろ関連がございますので、重複することもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

改正案の提出理由の中にも、文言で示されておりますように、確かに昨年の9月議会改革推進特別委員会での二つの分科会が発足いたしました。いきなり、倫理条例の改正案が提出されたのが12月でありまして、まだ、議論も9カ月余り過ぎたところであろうかと思ひます。

現行の倫理条例のどこに不備がありまして、また何が問題なのか、その議論までには及んでいない状況にあるかと思ひております。

その中で結論を性急に出さなければならない、その理由というものを1点お聞かせ願ひたいと思ひております。

次に、改正案の提出理由にもあります、本年の4月の選挙に間に合わせるため、9月議会で方向性を示さなければならないとございます。美祢市の議会は、これまでの議会改革をさらに推進する上におきまして、倫理条例等の改正は当然必要であることは認識しております。

特に、改正まで半年と迫ったこの時期に、結論を出すのは性急ではないかと考えております。なぜなら、現職我々があと2年任期があるのであれば、私どもに課せられた改正案ということで、受けとめるべきと考えておりますけれども、新人議員にとりましては、この改正は晴天のへきれきで、不利益な変更と捉えられるのではないかと考えます。そこで、立候補の意志を固め、活動も始めていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと考えておりますし、新人の方が、他の小さな事業でも

兼ねておられる場合は、それこそ純政会のこの改正案の第7条審査会の審査等に抵触するというので、出馬と申しますか控えるようなことになるのではなかろうかと、そういったことになりますと、若い有能な人材を失うと、あるいは、かねないし、また強いては美祢市の発展に支障を来すんじゃないかならうかということも考えられます。

この条例案では、年金暮らしの私どものような高齢者中心の構成員になってしまうんじゃないかならうかという恐れもございます。

従いまして、倫理条例の改正も無論大切であるわけでございますけれども、改正点を練って、現在の実例もまだ、あるいは問題点は発生してないことから、来年の4月以降、新議員のもとでこういった議論を重ねるべきではなかろうかと思っておりますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） この条例は、議会が議決権を不正に行使することを防止するのが目的です。

皆さんの市民の目線から見れば、これはぜひ必要な条例であり、議員個々の意見はいろいろあるとは思いますが、厳しいようですが、今の美祢市にぜひ必要な条例だと思ひまして、今提出いたしました。

来年4月に間に合わせる理由、私たちの任期があれば、まだゆっくり話し合えると言われますが、なかなかこういう問題はすぐにとということも、もう1年近く議論はしてまいりました。もうそれぞれの個々の意見があるだけで、意見の違いが浮き彫りにされるだけではないかと思ひます。

それから、このたび用意していらっしゃる方々も見合わせるようになるのではないかなという話もありましたが、私たちはこの条例は、議員となったら市の請負契約はしないほしい。市の請負契約をするのなら、議員を辞退してほしいというふうな条例ですので、全然矛盾は、私は生じないと思ひます。

それから、年金暮らしの方々しか議会に出てこれないんじゃないかなという意見もございしますが、それはぜひ市長に報酬審議会を開いていただきまして、若い方でも、この議員だけで生活できるだけの報酬を上げてほしいと思ひます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） それでは、山中議員にお尋ねをしたいと思います。

先ほどから、いろいろと話は出ているわけですが、今まで、私が思うに、昭和29年、旧美祢市が3町3村で合併をいたしました。29年それ以後、こういう問題は、入札に関するような問題、あるいはそういう議論も、政治倫理に関する条例の一部ということで、今あなたたちが出しておられることについての問題は、全然起きておりません。もちろん警察沙汰にもなっておりません。

これから起きるかもしれないという人権の否定、人格の否定、そんなばかな話ありません。起きたらすぐこの条例を、可決すればいいんです。その日から——あくる日からでもやればいい。

たまたま、先ほど、西岡議員さんが、私も知らなかったんですが、自分も参加しておると、入札に参加しておる。

私はいいと思うんですよ。例えば、特殊な技術を持ったり、特殊な技能を持った人が、美祢市のために、そして自分の会社のためにも、あるいは従業員のためにも、市民が安全・安心に暮らせるためにも、そういう技能をどんどんやっていくべきだと、今まで美祢市はそれで発展してきていると、私は思います。

この政治倫理に関する条例の全部改正ということで、いろいろ市民の皆さんから電話もいただくこともあります。「何をあなたらやっとなるかね」と。「そんなことよりか例えば、これから起きるかもしれない問題よりか、今火がついとるじゃないの、煙たんとここに消防車やってもだめ、燃えるところに消防車やりなさいよ」と。いいですか。懲罰動議はほごにして、そして、女性に対する「成り下がった」という、人権侵害、それから、今、市長や議長宛てに要望書を出しておりますこの3問題に、これこそ、今我々がちゃんと市民に、我々の市議会議員の仕事、態度、それから言動もありますけど、全て我々のことを知ってもらわないけんというふうに思っておるわけでありませう。

何か、この政治倫理に関する条例の全部改正という、全然話が違う方向に私は行っていると思っております、私は。いいですか、例えば、私はあなたに聞きますけど。ある女性に一議員が「成り下がった」ということを、あなたも会派代表者会議でお聞きになったですね。来られましたでしょう。その後、どのようになったかお聞き取りされました。女性の方々に。

○議長（秋山哲朗君） その件だけいいですか。

○16番（徳並伍朗君） それよりか、もう一つ前にどのようにお考えになりましたか。あの話です。黒板に図面を書いたり、そして、女性が言ったこと、議員が言ったこと、どのようにお答えになったですか。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） その問題に関しましては、今私が出しております政治倫理条例の改正にはちょっと関係、関係ないとは言えないかもしれませんが、今私個人の意見を言う場ではないと思います。これは、会派として出しております。この提案は。

提案をしております私はどう思われますかという、今質問をされましたけど、それ……。

○議長（秋山哲朗君） 議員提案ですから、会派というのは関係ないんですよ。あくまでも会派であるけれども、議員なんです。会派ではございません。

○9番（山中佳子君） はい。でもその質問は私はお答えしません。できません。

○議長（秋山哲朗君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 今、自分の思いはお答えできないのはわかりましたが、その2人の話を聞いて、女性の方々からお聞き取りをされましたか。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今申し上げましたように、そのことについては、ちょっとここではお答えできません。

○議長（秋山哲朗君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 恐らく、誰もお聞き取りになってないだろうというふうに思っております。

そういう大事なことを議員として、責任を持ってちゃんと市民にこうだと言えるような議員であってほしいなというふうに思っております。

私は、実は、執行部と議会が両輪のごとくということで、29年間、ことしも2回一般質問をさせていただきました。そのときには、必ず、私は、29年間、いつもこのように言いました。「市長初め執行部の皆さん、職員の皆さん市民の安心・安全と福祉の向上のために努力されていることに感謝申し上げます」と言いました。

しかし、このことはどうですか、「成り下がった」とか、いいですか、市執行部

及び市職員に対して、信頼を損ねる言動が再三にわたり行われております。政治倫理というのは道德ですよ。モラルですよ。そのことでやっていかないと。すなわち、職員に対して、持論を展開され、意に反する内容には耳を傾けず、職員を無能呼ばわりしたり、威圧的な言動をされることはパワーハラスメント及びモラルハラスメント、道德に違反します、と該当すると受けとめられます。こういうことを、ちゃんと議会がきちっとやらないと、清潔で精練だとか、あれですか、市民に信頼されるとか、私は、それはないと思うんですよ。

議員の姿、これは、皆市民が見てます。我々は市民の代表として、ちゃんとせないけない。そりゃある議員は、いつも私は市民から負託をされたと。それなら、それなりにやるべきだというふうに思っています。

ですから、私は、この政治倫理に関する条例、こんなもの今することない。もし、いいですか、これから起こるかもしれないということは、起こったときすぐやればいい、あくる日やればいい。いいですか、皆さん。入札に参加されるという方は、人格の否定をされていることと同じですよ。起こるかもしれんからやるんだと。あなたは、これ提案者ですから、賛成者ですから。自分で自分の人格否定しているようなもんです。

こんなことは、私はおかしいと思う。やるべきじゃない。市民に笑われます。まだまだ、もっと真面目なことちゃんとやっていきたいと、私は思って、そういうふうに話をさせていただきました。

- 議長（秋山哲朗君） はい、どうぞ。山中議員。
- 9番（山中佳子君） 今の質問は何だったんでしょうか。
- 議長（秋山哲朗君） 質問じゃない。御意見でしょう。
- 9番（山中佳子君） 今、御意見を言われる場ですか。
- 議長（秋山哲朗君） いえ、質問ですけど、自分の御意見ですから。
- 9番（山中佳子君） 後で、討論のときに言われたらいいですね、そういうことは。
- 議長（秋山哲朗君） それは、私が采配します。
- 9番（山中佳子君） そうですか。それじゃ、質問じゃありませんね、今のは。
- 議長（秋山哲朗君） 質問じゃないです。聞かれたとおりですから。竹岡議員。
- 17番（竹岡昌治君） 今、徳並議員が話されたことは最もだと思うんです。

純政会の皆さんは、今年の12月からずっと議論をしてきたじゃないかと、こう

おっしゃるんです。私は、違うと思うんです。議会改革推進特別委員会は、もともと、徳並議員が言われたように、懲罰動議が起きたり、解散請求が起きたり、議会が本当に、はっきり言って、坪井議員さんの発言が端を発して議会がもめた。それから、最後は解散請求まで出てきた。従って、そこでちょっと思いとどまって議会改革をしようやないかということから、去年の7月から進めてきた委員会だと思うんです。この条例は、すりかえ理論なんです。坪井さんの特有のやり方なんです。これは、すりかえ理論のほかに何でもない。

特別委員会は二つの部会に分かれて、改革をしようと思っている。一方は定数を、これでいいかということで、粛々と定数も16名ということで、これも科学的根拠をもって決定していったと思います。

片方は、いかに、今まで起きたぶざまな議会の改革するかということに取り組んできたと思うんです。ところがいつのまにか、すりかえ理論にのっかっちゃって、この条例改正。今までの倫理条例があたかも悪いと言わんばかりの理論になってしまったんです。それは、我々が特別委員会の中で申し上げました。

しかし、今回はこの条例に対する、提案者に対する質問でございますので、それは今さら言ったって仕方がない。しかしながら、1年間議論してきたじゃないかという議論だけは間違いであるということだけは、市民の皆さんにも知っていただきたいし、提案者の山中議員にも知っていただきたい。これは、真っ向から違います。すりかえ理論でこういうふうになってしまった。

そして、いいですか、山中議員がおっしゃったのは、議員に出るのは自由ですよ。だったら、工事の請負契約はやめてください。それが嫌なら、議員に出るなこうでしょう。しかも、この条例の9条、9条に、議会に諮り次の掲げる処置を講じると、こう書いてあるんです。議会に諮りというのは、地方自治法の127条と理解してよろしいかどうか。まず、そこからちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 申しわけありません。127条がどういう条文か、お教えください。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 何やったら休憩をとって、坪井議員さんから習ってください。先ほどの休憩時間、十分レクチャーされたでしょう。

いいですか。127条、これが議員の資格をどうするかという議会で決めるんです。だから、「議会で諮り」とこう書いてあるんです。

議員さん、わからんまんまに上程されたんですか、この提案を。それはちょっと市民をばかにし過ぎているんじゃないですか。それぞれ、地方自治というのは、当初から議員が経営する、例えば、建設会社が契約をすることを前提に考えているんですよ。拒否をすることを考えているんじゃないんです。それは、おわかりだと思います。

それを今回は2親等、わざわざ2親等、それまで3親等という話もありましたが、そのときに、提案者じゃないけど、坪井議員さんは2親等と3親等数字の違いだけとおっしゃったんです。とんでもない話なんですけど、それはいいとしまして、しかも、先ほど誰かが人権問題をないじゃないかとおっしゃったら、憲法、いわゆる上位法にあるやないかと、こうおっしゃったんです、提案者は。

そうしますと、私も申し上げたいんです。92条の2については、地方自治法、上位法にあるじゃないですか。それは何で2親等にするんかと、この議論はしてないんですよ、今まで。そこ辺をお聞きしたいんです。

府中市、府中市とおっしゃったんですが、私はどうしてもわからないのは、最後の、判決の最後のくだりに、「被上告議員が主張するその他の違法事由の有無等について」、とこう書いてあるんです。いいですか、「その他の違法事由の有無等について、さらに審議を尽くさせるため、上記破棄部分につき本件を原審に差し戻すことにする」、こう書いてある。

提案者は、この府中の、いいですか、判決をもとにとおっしゃったんです。私は政争があったと申し上げた。もっと詳しく言えば、府中市の議会も、市長派と反市長派の議員が真っ二つに割り切れたんです。それが、こうした倫理条例をつくる背景になってたんです。だから、それを提案者が知った上で、この美祢の議会においてもそういう政争を持ち込む気なんですかとお尋ねしたんですが、いや、私は、それは知りません。こういう話なんです。当然だと思っただけですよ。なぜかといったら、提案者が考えた倫理条例じゃないからです。

いいですか、私が今2点申し上げました。それについて、まず御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 確かに、私たちは広島県府中市のこの条例を参考にしてつくりました。そして、今言われました最高裁の判例の差し戻しについても、私は一読はしましたけれども、そこまで詳しくは調べてはおりません。

それから、2親等以内の親族という部分ですけれども、これは確かに、厳しいと思われる。しかし、第4条の3項において、前2項に該当する議員は市民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者の辞退届を提出するように努めなければならないとしております。そのあたりで少し緩めてあると私は理解しております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 山中さん、それで全部ですか。はい、どうぞ。

○9番（山中佳子君） 1点目の質問は、127条との上乘せの案じゃないかというお話ですかね。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待って。（発言する者あり）2人でやりとりせずに、竹岡議員。ちょっとわかりやすく説明されてください。

○17番（竹岡昌治君） わかりやすく説明しろということでございます。

もともと、私、最初に申しあげました公共工事の入札及び契約の適正化を図るために、その適正化を促進するために、いわゆる法律があるわけです。

それを最初は申しあげました。そして、いいですか、それと併せて公共工事をやられる建設業の健全な発達を、いわゆる図るということを目的とするということになってるんです。それを申しあげたんです。

ただ、今の提案者のお話を聞いていますと、仮にですよ、私が建設業の社長をやった、私が議員に当選してきた。この規定からすれば、30日以内と書いてあるんです。

ところが、いいですか、公職選挙法は5日以内です。上位法は。それも御存じの上で30日とやられたんかどうか知りませんが、それも後お聞きしたいと思います。

そうした上位法がそれぞれあるんです。にもかかわらず、何か意図がないと2親等だとか、それから努めなければいけないというて緩めてあります。とんでもないです。9条には、議会に諮ると書いてあります。そうしますと、議会に諮るというのは127条しかないんです。わかりますかね。何だったら、127条の条文を。

○議長（秋山哲朗君） そうですね、済いません。私も127条に何が書いてあるか



ってうちのちょっと局長から聞きましたけれども、127条の条文のどこを配りましょうか。そのほうがわかりやすいと思いますので。

ちょっと、暫時休憩して、この部分を配りたいと思いますので。

午後6時51分休憩

-----

午後7時06分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほどの地方自治法の127条、お手元に配っておりますけれども、山中議員御理解されておりますか。それなら、先ほどの話いいですか、はい。山中議員。

○9番（山中佳子君） 先ほどの竹岡議員の質問は、私たちが提出しました政治倫理条例の第9条の「議会に諮る」というのが、地方自治法127条から来ているのかというお話だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）これは、私たちは、127条は考えておりません。

この127条というのは、92条の2の規定に該当するときには、その職を失うというふうな規定であって、議会に諮るというのは、ごく普通に議会に諮りと、普通に議会に諮ることだと、私たちは考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） それで、わざわざ応接室に引きこまれて勉強された答えなんだろうが。議長にお尋ねをいたします。議会で諮るということは、普通に、今ちょっとよく聞き取れませんでした。何をもちて諮るということになるのでしょうか。

私は、「議会に諮る」というのは、やっぱりつい話し合うとかそんなもんじゃないと思うんです。それは、ちょっと、これは坪井さんの言葉をかりれば、詭弁ですよ。この答弁は。

いいですか、私どもは、いわゆる努力目標にしてと言われたんですけど、辞退しなければならないなんですよ。だから、一銭も取引もだめだとかこういう言い方なんです。

私が申し上げたのは、もし私が建設業の社長として、仮に従業員さんが何十人かおると、これはちゃんと生計を、それぞれの従業員の皆さんの生計を立てながら、地域社会において、やはり経済活動してるわけですよ。その人が議員になったと仮

にしたら、これ当然議員の立場を利用して原課に行って、うちの会社を入札に入れよとか、これはいまだかつてないんですよ、こんなことは。そうおっしゃったですよ、ない。だから、僕は性悪説でものを考えていらっしやいますねと言っているだけです。

じゃあ、そうした建設業の、仮に社長が議員になったとする。だめなんですか。もう一つ聞きます。私はそういう議員の立場を利用して圧力をかけること自体は、これは絶対にだめだと、私は思っておりますし、ただ、そうした従業員さんを含めて経済活動をやっていることが悪なんですか。あなた方が言っているのはそう聞こえちゃうんです。

例えば、お医者さんがもし議員になられた、学校医をもし嘱託を受けるとしたら、だめなんですか。ちょっとそこらお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） この地方自治法127条というのは法的拘束力がある法律です。今、私たちが上程しております政治倫理条例には法的拘束力はありません。従って、第9条2項において、いろいろ書いております。この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。議員の辞職勧告を行うこと。前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。これは、法的拘束力はないと考えております。

それからもう一点、お医者さんが議員になられた場合は、校医を辞退するのかわかれますが、私は辞退されるべきだと思っております。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） なるほど。そうすると、全く92条の2を理解しておられませんね。

法律上は、お医者さんがやる場合はオーケーなんです。じゃあ、変えます。保育園の園長がいろいろと市との関係で委託を受けた場合、それもだめなんですか。

それから、もう一つ、我々が出した倫理条例は、そういうあれはありませんと、制約はありませんと、こうおっしゃったんです。とんでもない話。いいですか、9条は議会に諮りと書いてあるんです。審査委員会じゃないんですよ。わかります。理解されて出されたんですか、これを。

ただ、政争に使うためにやられたんじゃないんですか。特定の議員を排除したい

ために。私はそう思っておりません。教えてください。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 保育園の園長のこと言われましたが、その辺のところは、まだ私たちは理解しておりませんので、お答えできません。

それから、今、政争の具に使われているんじゃないかというようなこと言われましたが、一切そのようなことはありません。

私たちは、議会は市民のためのものだと思っております。市民のためにこの政治倫理条例の改正案を提出しております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） そうすると、建設業に携わっている人、今保育園の話もしました。医者のお話もしました。まだたくさんあります。92条の2に除外されることはたくさんあるんですが、理解されていないということですから、それはもう仕方がない。これ以上やったら、「理解してません」——理解しないままに出すこと自体が大きな問題なんです、それはいいとしまして。

そうした92条の2の規定には、制限がちゃんと加えてあるんです。それは何かというと、地方自治法上、そういうことの経済活動について、容認してるからこそ制限は設けてある。それを今回、徳並議員も言われました。我々29年間議会活動やってみて、1回もなかったんです。ただ、あなた方が言っているのは、そういうことが起きないように、市民のため、冗談じゃないですよ。いいですか、公共事業そのものも、そうした経済活動する、例えば建設業で働いておられる従業員さんも含めてそうした恩恵を受けるわけだから。

それもお考えになったことがあるかどうかわかりませんが、いずれにしても、お尋ねすれば、わかりません、知りません。そんな無責任な提案をされるんですか。

しかも、いいですか、9条に、これが市民の信頼を回復するため、例えば審査委員会みたいな、審査委員会に諮ってというのならわかるんです。議会に諮り次の掲げる措置を講じることができるんですから、とんでもない話なんです。できるんです127条で。それにお答えください。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 先ほど申し上げましたように、地方自治法127条は法的拘

束力があります。しかし、この政治倫理条例に関しましては、法的拘束力はないと理解しております。

以上のことより、私たちはこの議会に諮ってこれを市民に公表するものとする、この第9条は間違っていないと理解しております。

以上です。

○17番（竹岡昌治君） ちょっと議長。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） これ以上議論したってしょうがないです。

いいですか、127条地方自治法も被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。議会がやっぱし諮ってやるんです。なのに、何でそんなことが言えるんですか。

127条は法的拘束力がある。あなた方が出したこの文書の議会に諮るというのは、拘束力がない。冗談じゃないですよ。そんな理屈をつけて、市民を惑わすような条例改正を出せること自体がおかしいと私は思います。

そして、これが最後になろうと思いますが、政争で生まれてきたこの府中の条例、これを美祢市議会にも持ち込もうとされる、その背景は何かお聞きしたいんです。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 背景と言われましても一切ありません。

竹岡議員の当初より、92条の2を議論しようじゃないかとずっと言ってこられました。私たちもそれに従って、いろいろ条例を見たり、いろんなこの広島県の府中市の条例を参考にして、これが一番いいなということで、このたび提案させていただきました。大意は全くありません。もう今からの美祢市にとって、この政治倫理条例がぜひ必要だと思いますので、ぜひ皆様が御同意いただきまして、通していただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 最後になると思います。私が92条の2を倫理条例の中で、きちんと取り上げてほしいと申し上げた背景を申し上げます。

いいですか、24年の臨時議会、改選後の。私の当選無効の問題が出てきました。それは、坪井議員が私に対して、おかしいと思ったから、こうおっしゃったんです。

ほかの議員さんとは、私がお尋ねしたら、ほかの議員は、私はおかしいと思ってないんだから、ただ、個人的に、いいですか、推測だけでこういうことをやられる、これはいけない。だから、92条の2を遵守しましょうという項目を政和会が入れたんです。それが、私が申し上げている92条の2をきちんと、これ以上のものでもないわけですから、92条の2をきちんと倫理条例の中にうたって、それを遵守すると、それで十分だと思うんですよ。それを、2親等だ、一銭も取引してはいけないとか、私はそれを申し上げるつもりで申し上げたんじゃない。

ただ、個人的な感情をもって、あいつはちょっと頭にきたからやっちゃろうと、こういうような考え方でやるのはいかなものかということで、92条の2を遵守すると、こういうのをちゃんとしてほしいと申し上げたんであって、言葉尻をつかまえないでください。済いません、口がくっついてしゃべれませんので、これで終わります。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見はございませんか。猶野議員。

○1番（猶野智和君） 高度な質問が続いて、ちょっとレベルが一気に下がるかもしれませんが、申しわけないですが、質問させてください。

先ほど、農林開発の取引ということで、西岡議員、ちょっとお名前が出たので申しわけないですけど、例として出させていただきますが、西岡議員のところでの物品を納入されておられたということになっておりまして、それが、ちょっと気になったのが、ここに出されている、第4条のところいろいろな禁止の契約が、項目が並んでおるわけですが、契約書を交わす、書面にするようなものはだめというのはわかりやすいんですが、物品の納入などはなかなか契約書までは交わさず、商品の納入など行えることもあると思うんです。こういう場合、例えば今回の農林開発で行われたようなことが、今は別に何も倫理規定上、何も問題はないと思いますが、この新しい条例改正案が規定された場合、今回の西岡議員の例などは、この条例に引っかかるものであるのかどうか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 先ほどの篠田参考人のお話からは、これは、西岡議員が有利な取り計らいをしてくれるように頼んだかどうかというようなことは、私は伺い知れませんでした。

しかし、私たちの新しい条例が成立しましたら、その辺のところもきちんとして

いただきたいと、私は思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） この条例が施行された後は、ちょっと抵触の可能性が出てくるということによろしいですね。はい。

ちょっとお話は変わりますが、例えば、私ども議員にかかわる新しい倫理条例ということで、今回この条例が提案されているわけですが、この議場における政治家は私ども議員、プラス市長であると思います。

この議員に関する条例ではございますが——ですので、これが直接市長を拘束するものではないとは思いますが、よく以前からこの条例が出てくるたびに、心の問題と、心の条例だということがよく出てきております。提案者の方、これが新たに議員が拘束されるようになるわけですが、そこで、4月以降、また市長が、どういう感じでこの新たな条例と向き合われるのかなど、そのあたりまで考えていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞かせくださいませ。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） これは、議員に対する政治倫理条例であり、市長のことは考えておりません。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 議員はこういう厳しい条例をこれからやっていって、市長はうかがい知れないというお考えということで、市長はもう全然関与、大丈夫と、今までどおり、そのことによろしいですね。請負等も、あっても大丈夫というお考えでございますでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 今、私たちが提出しておりますのは、議員に対する政治倫理条例であって、市長に対するものが必要であると思われれば、また出されればいいと思います。

以上です。市長も、私は必要だとは思いますが。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 先ほどは失礼いたしました。

最後に、ちょっと口がひつついちゃってしゃべれませんでした。恐らく、質疑が終わって、提案者に対する質疑が終わって、こうして見ますと、多数決で可決されるだろうと思います。

しかしながら、これはどなたかがおっしゃったと思いますが、議員の職業の自由は、これは憲法上認めています。その中で、地方自治法上でそれを前提としてやってるわけです。

府中市は、いいですか、そこまで触れてなかったんです。92条まで行ってなかったんです。でも合憲だ、違憲ではないという判決が出たと、こうおっしゃってやってるわけですが、中身についても議論したって仕方がありません。

美祢市のことを考えてみるに、こうした中山間地域の中で今後経済活動をする、例えば商人だとか、企業経営者、各種団体長あるいは若い人たち、提案者がおっしゃったです、議員歳費の問題ちょっと言われたと思います。

残念ながら、この田舎では兼業議員しかいらっしやらない。全兼業議員なんです。その中で今後議会に出てくる人材の幅といいますか、そうしたものを狭める条例になる。首振っちゃのうてもええから。それはなぜかと。先ほど申し上げた、ちょっと目ざわりだから首を振らないでください。そうした、いいですか、企業経営者も出られない。おっしゃったように、事業を捨てるか、議員を捨てるかどっちかにしなさいと、こうおっしゃったんです。結果的にはそうなんです。

そこまでやって、美祢市の経済を冷えさせるというお考えの中で、取り下げるお考えがあるかどうかだけお聞きします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 取り下げる気はありません。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。（「御意見ですか」と呼ぶ者あり）いや、質疑。人の言葉尻をとらえんようにしてください。質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに、

御異議ございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） まだ、先ほども少し意見で申し上げた、提案者に対する質疑の中で申し上げたと思うんです。まだ、わずか、何時間かしか議論してないんです。ところが、なぜ省略をするんですか。私は、先ほど申し上げたと思いますよ。

議会改革推進特別委員会は違うんです。今度はこの条例をどうやるんかと、やっぱり1項目ずつ精査をしていく必要があると思うんです。

なぜ、委員会付託を省略されるのか、私は理解できません。従って、反対です。

○議長（秋山哲朗君） そういう御意見が出ましたが、ちょっと待ってください。

（発言する者あり）

○17番（竹岡昌治君） 議運で決まったからとおっしゃったんですが、省略するのは、議運が決定権があるんですか。

○議長（秋山哲朗君） いいや。本会議です。

○17番（竹岡昌治君） そうでしょう。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待って。

○17番（竹岡昌治君） そうでしょう、茶々を入れなくてください。

○議長（秋山哲朗君） 私は議運って言ってませんけども。あくまでも、この本会議ですから。本会議で委員会付託するか、せんかということですから。誤解のないように。

委員会付託を、それに、今御異議があったわけですから、省略することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山哲朗君） わかりました。どうぞ座ってください。

賛成多数でございますので、委員会付託を省略いたしたいと思います。よろしいですか。

これより、議員提出議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は、純政会案に賛成の立場で意見を申し述べます。

市議会議員の政治倫理条例は、市議会議員が市民全体の代表者として公平、公正に行動するために、特に、持たなければならない行動規範であります。

美祢市議会基本条例18条、議員の政治倫理の項に「議員は市民全体の代表者と



してその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動をしなければならない」、このように定義されております。

市民の厳しい批判や目線に十分に耐えられ、市民の支持が得られるような条例改正案であることが、最も大事であると思います。

政治倫理に沿うということは、政治に携わる者として汚職や、詐欺などを疑われるような行為を絶対に許さないと、このような道徳心を持つことにあると思っています。

今回の政治倫理条例改定の主眼は、地方自治法の92条の2に定められている市議会議員の兼業禁止にかかわる問題です。

この規定は、市議会議員が市との工事請負契約、業務委託契約、指定管理契約等に一定の限度以上に関与することを禁止する法律であります。今回純政会提出の条例改正案は地方自治法の92条の2に関して、市議会議員が市との工事請負契約、業務委託契約、指定管理契約等に直接、間接に関与することを辞退すべき、としておりまして条例違反に疑われる議員については、審査会を開いて、きちんと審査し、抵触する議員には、「ア、条例を遵守するよう警告を発したり」、また「イ、議員辞職勧告を行い」、「ウ、その他必要な措置を講じることができる」としております。

中でも、審査結果は市民に公表するとしており、条例違反とされる議員が果たして議員としてふさわしいかどうかの判断を市民の皆様に委ねると、こういう案になっています。

その意味で純政会提出の美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の改正案が、最も市民目線に立ったものだと、私は確信をしております。

以上の理由により、私は純政会提出の改正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見はございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） それでは、反対の立場で討論いたしますけれども、今まさに賛成の御意見を言われました。大部分は同感するところでありますし、ほとんどの議員さんが、同感であろうというふうに思いますけれども、先ほど言われました92条の2、このことが出された政治倫理条例の肝だろうと思いますけれども、先

ほどからいろんな議員さんから提案者に対して質問がありました。その中で皆さん感じられと思いますけれども、いろんな矛盾点等もあるわけでございます。

私、冒頭に申しましたように、やはりもっともって各条文に当たって、議論が必要だということで、竹岡さんもどこかの委員会に付託してというふうな話がありましたけれども、これはもう民主主義の世界ですから、数の論理で負けたわけですが、本当に何が必要かということは、もっともって議員の立場にかかわることでございますので、深い各条文に当たっての議論が必要ではなかったかなというふうに思っております。

併せまして、この倫理条例の主眼は何も92条の2だけではなくて、お話が出ましたように、人権侵害をしないことであるとか、もっともって議員として大切な部分があるんじゃないかなというふうに思います。

確かに、市民の福祉の向上を目指して負託された議員でありますので、真摯な態度で望まなければいけないのは、当然のことです。先ほどの話の中にもありましたけれども、人権侵害については、憲法で保障されたことであるから、あえて倫理条例に挙げることはない。92条の2も地方自治法に規定をされていることでもあります。言ってみれば、当然守らなければならないことでもありますので、その論理を使わせていただくと、あえてその政治倫理条例に入れ込むことはないというふうに言えるんじゃないかなというふうに思っております。

この美祢市の小さな市で、やっぱりいろんな影響が出てくることも考えられます。ですから、法の精神はそれぞれの地域性を十分に考慮して、それぞれの議会で決めなさいというふうになっておるわけです。

ですから、今の美祢市の状態どうであるか、その辺をもう少し熟議しながら、決めるべきだというふうに私は思っておりますけれども、もう委員会付託は省略されるということでございますので、先ほど来から出ております質疑に対しての答弁では、やはり説得力がないなということでございまして、従いまして、この案につきましては反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 提案しました純政会ですので、当然賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

先ほど私の会社のことで、農林開発に物品を納入しているということで、これは言い訳ではございませんけれども、農林開発のほうから見積もり依頼がきて、その見積もりを出して発注を受けたということでございます。当然のことながら、ちゃんとした取引を行っているというふうに思っておりますけれども、岡山副議長のほうから、襟を正して、そういうことをするのは疑念があるというようなことを、御指摘をいただいております。市民の皆さんも当然このMYTを見られたら、そういった疑念をお持ちだというふうに思います。そういった疑念がなくなるためにやはり、この条例が必要だというふうに確信をしておりますし、当然私もこの条例が制定された後は、市当局また第三セクター等の、市の関与する企業等の発注請負については全部辞退したいというふうに思っておりますので、この条例について賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

市民の皆さん方が、先ほど西岡議員が言われました、疑念があるからというふうに言われました。だからこういうものをつくるんだと。だろうとかいうことでやるもんじゃない法律は、まずこの政治倫理条例。だろうだろうでつくるもんじゃない。実際あったら、そこでつくればいい。疑念があるからって、どこに疑念があるんですか。ないじゃないですか、今まで。あるだろうからつくるというような勝手なことを議会で話すべきじゃない。冗談じゃないですよ。私、本気でやっています。皆さんも。今、企業の方々も本気でやって頑張っておられると思いますが、本人はこれからやめると言うた。言われました。

例え話ですが、お母さんが子供にスーパーで万引きするなよと、よその人に迷惑かけんなよと、よく言うだろうというふうに思っております。中にはそのお母さんが、新聞でありますように、スーパーで万引きをしたり、よその人のにくじを言うとか、それと同じようなことだというふうに思っております。

ちゃんとした議員が襟を正せば、襟を正せばですよ、市民に迷惑をかけないような、市民に迷惑かけないような、あるいは市民を愚弄するようなことがなければ、こんなこと必要ないんですよ。だろうだろうでやるような、人権を侵害するような議員提出議案には私は反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 賛成の立場から意見を述べます。

先ほど、29年間このようなことはなかったとの御意見がありましたが、合併前の2007年の5月、合併前からあったではありませんか。92条の議員の兼業についての問題は合併前からありました。資料も残っております。

そして、この、だから、今短い時間でということではなくて、もう合併前2007年からですから、今2015年で、ずっと前から長い間の懸案だったということ。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員、2007年に何があったんですか、ちょっとこちらわからんのですけれども。具体的に。

○8番（三好睦子君） 2007年の美祢民報というのが出ています。たまたま私はこれを見たのは、私が自分で書いてある民報と皆さんにお知らせする議会だよりとかを整理しておりましたら出てきたんですが、この中には地方自治法の92条の2を審議しなければいけないというような内容のものが出てきました。

だから、29年間このようなことがなかったということはないと思います。合併前からずっとこの92条の2については、議論がされていたということで。

○議長（秋山哲朗君） 何か事件があったんですかということです。

○8番（三好睦子君） 事件はどうなんでしょう。本人に聞かないとわかりません。

○議長（秋山哲朗君） そうなの、そういうね。

○8番（三好睦子君） 読んでもいいんですか、これを。

○議長（秋山哲朗君） 読んでも、そういうことがあっても、事件と言われるから。

○8番（三好睦子君） それで、今回の市の請負契約において、議員が役員報酬を受ける役員についたり、議員やまた親族が経営に参加することは事業を委託された場合、市民の目線では議員の圧力がかかったり、有利に働いたのではないかという疑念を持たれかねないので、こうした不正や圧力の行為が行われたのではないかという疑惑を前提にして——なるようなことはやめるべきです。92条の2についてはきちんと決めておくことが重要ではないでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 今、大事なこの本会議場ですから、2007年に具体的に何があったか、証拠なんかあります。うわさ話で、今美祢民報っていうのは、おたくの新聞ですよ、たしか。

○8番（三好睦子君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 書かれたことがあって、それが事実かどうかというのは、裏がとれてますかって。事実でないことをここで出されて、暴露し合うんですかっていうんです。

○8番（三好睦子君） 参考人を呼んでもらいたいです。

○議長（秋山哲朗君） 誰が参考人ですか。だからあくまでも、本会議ですから、事実このようなことがあったというようなことを言わないと、そういう裏もとれていない話をここでやりはなれると、おさまりがつきませんので、もしも賛成するなら賛成の意見をきちっとやられたほうがいいんじゃないかと思います。

○8番（三好睦子君） そしたら、先輩議員のつくったこの美祢民報を見ましたが、それを信じていましたが、裏はとれておりませんので、その言葉については訂正をいたしまして。

○議長（秋山哲朗君） 削除するんですか、削除しますかということです。

○8番（三好睦子君） 削除されていいです。でも92条の2の合併前からこの問題があったということについては、削除しないでください。

○議長（秋山哲朗君） いや、そうじゃなしに、その92条に抵触する口ききとか、そういうのがあったの、本当に事実があったんですかということです、私の確認です。

○8番（三好睦子君） それはわかりません。

○議長（秋山哲朗君） わからないことは本会議場で話ししないでください。

○8番（三好睦子君） だから削除してください。

でも、賛成の立場でこの意見を言います。今そういったふうに市の請負の事業を議員がするということは、先ほども言いましたが、市民の目線から見たときに、圧力がかかったり、有利に働いたのではないかと疑念を持たれるので、これをきちっと、92条の2をきちっとしておくべきだと意見を述べます。

○議長（秋山哲朗君） どの部分を削除するかということは、後ほど事務局のほうに言うてください。ちょっと今まとまりがつきませんので、いいですか。よろしいですか。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。よろしいですか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 友善会3人の名前で動議を提出いたします。

十分質疑を行えたし、討論も行われましたので、討論を終結し、即決するよう動議を提出いたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井さん、自分たちの権利ですから結構なんですけども、昨年純政会から出された自由闊達な議論ができないということで、こういう問題が起こったんじゃないですか。あのとき、解散動議を出されましたよね。

今それを、坪井議員が十分なというのは、それはあなた方の勝手な解釈でしょう。だから、意見をどうぞ、そんなにもう僕も出ないと思いますけども。はい、どうぞ。

○3番（坪井康男君） もう一度申し上げます。

純政——友善会の3人の名前で討論を終結し、即決をするよう動議を提出いたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） ということは、これ以上の自由闊達な議論をさせないということの動議に、そういうふうに捉えて結構ですね、ならば。いいですか。

その動議は、ちょっと僕は筋違いだと思うんですけども。あくまでも、昨年、純政会の方が解散の動議を出されてたのは、今の議会では自由闊達な議論ができないというのが大義名分じゃなかったんですかと言ってるんです。それを、あなたが、今、ここでもう十分尽くしたから、友善会は反対だと動議いたします、いうことでおさめるんですかと言っているんです。はい、どうぞ。

○3番（坪井康男君） ならば、申し上げます。この政治倫理条例改定案は、昨年12月の議会改革推進特別委員会において提出されたものです。その後、3月の定例議会の議会改革推進特別委員会でも議論されました。さらに、6月の同じ議会改革推進特別委員会でも十分なる議論をされたんです。さらに、この9月11日の議会改革推進特別委員会でも十分議論されました。

にもかかわらず、荒山特別委員会委員長さんが、もうこれ以上いくら議論しても平行線だから、これでおさめますと、こういうふうにおっしゃいました。議論は、私は十分尽くされているとこのように確信をしております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） それは、あなたの勝手な解釈であって、今この条文についての今の議論はなされてないという発言をされた議員もおられますけれども、それ以

上に、今ほかの議員の発言をとめる動議が出されるんですかということなんです。

だから、ちょっと純政さんが昨年出された、自由闊達な議論ができない議会になっているから解散せいと、動議が出されました。

私は、むしろ恐らく最後ですから、御意見は自由闊達に出されたほうが、純政さんの意見が通るんじゃないですか。どうなんです。

坪井さんの動議でもうやめてしまえと、ほかの意見聞かんでもええと、十分したからということにとってもいいんですね、なら。

ほかの議員には発言させないということでしょう。

動議どうされます。（「肃々とルールに従ってください」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をとみましょう。

午後7時47分休憩

-----  
午後8時01分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど、動議、終結の動議ということでありましたけれども、坪井議員発言されますか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 先ほどの動議を取り下げます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。ちょっと先、猶野議員。

○1番（猶野智和君） それでは賛成の立場で意見を言わせていただきます。（笑声）申しわけございません。

休憩が入ったので、反対の意見で言わせていただきます。

きょう、いろいろ比較するということで、広島府中市の話がよく出てきているんですが、府中市は美祢市に比べて人口は1.6倍くらい、1.5倍以上あって、面積は半分くらい、場所は広島市ですとか、尾道、福山ですとか、山陽の割と豊かなまちで、人口密度も大きいところ。そこと過疎地の美祢市を比べること自体になかなか無理が、まず最初からあるのかなと。

それと、いろいろ調べましたが、さっきのお話の中にもありました、やはりこの、最初の府中市のこの条例ができた、最初のきっかけです。やはりここは、どうもいろいろな政治的対立があって、そこで特定の議員を出れなくする——攻撃するため

にできたんじゃないかと言われておる条例でございます。

そこをひとつ、この美祢市にコピーして持ってくるということで、なかなかなぜこういうきっかけが悪いものを持ってくるのかなと思うところがございます。実際、この条例は、最高裁まで、もめて上がっていったいわくつきの条例でもございます。一番、二審、最高裁でいろいろ憲法違反ではないが、いろいろな条件がそろろうと憲法違反にすれすれのものであるということは、間違いないものでございます。

ですので、ここの府中市のものを直接持ってくるというのは、なかなかこの美祢市にはそぐわないのではないかと。そしてここでもし、今回、可決されて美祢市がこれを採用した場合、先ほど申しましたが、いろいろ御意見もございますが、政争の具ですとか、政局ではないかという話もございます。

一番最初の府中市もそうで、美祢市もそうで、この例がひとつ新聞報道などされると、またほかの市町で美祢市がつくったと、これもまたよく調べずにされると、ひとつの余りよろしくない、できの余りよくない条例ということが連鎖していくということでございます。やはり、こういう倫理条例というものは、何かと政争の具に使われやすいものだと思っております。

本来ですと、市議会に出てくる皆さんは、こういうことはあり得ない。できるだけ清くありたいと思っていらっしゃるものだと思いますので、どこの市町でこういう倫理条例を見ても厳しい条項がつくられているところは、必ず何かがあったところだと思います。具体的には。

本来でしたら、92条の2で十分であったが、やはり具体的な何かの事例があったから、こういう条例ができているというのがほとんどだと思います。

ですので、今のところ、美祢市では大きな問題が起こってないのであれば、最初、以前の委員会の最後にも言いましたが、政治を選ぶ市民の選択肢を狭めてまで、この条例を通すことは市民の利益にはつながらないと思いますので、私の反対の意見とさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。秋枝議員。

○2番（秋枝秀稔君） お隣で反対ということでございます。私はこの条例案を提案した純政会の一員でございます。政争の具とかそういうこと言われましたが、全くそういう頭はございません。

この条例が、例えば、住民の方から、市民の方からどうじゃろかと言われたとき



に、いいですか、この条例がありますよ、だからこういうことは絶対ありませんよと、自信持って言える状態になるというふうに思っております。

県下でも先進的な条例であるというふうに思っております。政治は、信頼が大変大事というふうに思っております。ぜひとも、この条例案を通していただきまして、美祢市の未来を語れる議会にしたいというふうに思っております。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 私は反対の立場から申し上げたいと思います。

この条例改正は今、秋枝議員もおっしゃったような全く政争とかそういう思惑はありませんと、こういうことなんです。

ですが、やはりどう読んでみても、これ全体を見ますと、まず公共事業だとか市との契約を持っている議員が、何か悪のように聞こえるんです。市民の皆さんにと、私は、特別委員会のおき申し上げました。改選前になってこんなことをするよりは、改選のときに市民の皆さんに訴えて、そして、守れる人たちがつくる条例にしようじゃないかと。一番目に賛成討論された、これは立派なあれやったです。私も関心しました。でも何か違和感がありました。何かといたら、この議会改革の委員会をもともとつくらざるを得なかった、御本人がそう言うてんですから、今後はやってやろうと思っております。

それともう一点は、そうした、改選後でも駄目だ、今じゃないといけない。何かそこに思惑があるんだろうと思うんです。

もう一点、お聞きしたいのが、第三セクター、西岡議員が弁明されました。見積もりが来たから、私は出したんだと。私もこの3月31日までは、株式会社タケオカで物販をやっておりまして、当然管理課に届け出を出しております。私もいろんな物を扱っているんですが、見積もり依頼来ないんですよ。なぜかというとな一回も行ったことないから。

私は聞いてました。西岡議員が出入りしておられるという話も聞いてました。にもかかわらず、何でそういうことが起きるのか、私にはまだない。ちょっと答えられますか、これで。私は、やっぱりきちんと不信感のけた上で、そして、みずから清廉潔白でやるべきだと思います。

私が、今商売やめましたから、好きなこと言えるわけですけども。ですが、私もいろんな形で今まで市との取引がありました。でも、一回も私は現場に行ったこと

はありません。なぜかといったら、やっぱり古い議員が、また何か言っていてから何かやったんじゃないかと言われますから、それでのうても僕はよう疑われるから、できるだけ近寄らないというやり方してましたが。その辺がもし、執行部のほうで答えられたら、答えてください。これは大事なことなんです。議長どう採配振ってですか。

その上でもう少し、私は反対の意見を申し上げたいと思います。

○議長（秋山哲朗君）　ここは、御意見の場ですから、なかなか今難しいかとはちょっと思うんですけども。先ほど西岡議員の発言に疑義がある、疑義があるというのは御無礼かもわかりません。ちょっと違うんじゃないですかということの発言です。

○17番（竹岡昌治君）　お互い言いつ放し。

○議長（秋山哲朗君）　そうです、お互い議員は清廉潔白でいけんですから。西岡議員が後ほど、またそれは違うよということがあれば言っていたきたいんですけど。間違っていけんのは、ここは御意見の場ですから、なかなかそれを、ただ身分にかかわることですから、やっぱりきちっとしとったほうがいいかなと思って特別に計らいたいと思いますが、よろしいですか。言わんほうがいいよと言われればそうかもしれません。西岡議員何かありますか。はい、どうぞ、西岡議員。

○13番（西岡 晃君）　ここでそういう話もあれですので、ぜひ審査会を開いていただいて、私参考人でも、資料ありますので持っていかさせていただいて、審査会で審議していただければというふうに思います。ぜひ、審査会の請求をしていただければというふうに思います。

○議長（秋山哲朗君）　今、審査会というのは、非常にこれなじむかどうかわかりません。何の証拠があるのかわかりませんが、なかなか審査会というのを御存じですか、西岡議員。はい、どうぞ。

○13番（西岡 晃君）　きょう、いみじくも坪井議員の審査請求ですか、——が出ましたので、それと同等なのかなと、疑義があるとういうことでしょうかから、審査会を開いていただいて、後日開いていただければいいと思います。

○議長（秋山哲朗君）　それは、審査会を開いてくれというのは西岡議員からいうので。

○13番（西岡 晃君）　いえ、疑義があるとういうふうに思われるのであれば。

○議長（秋山哲朗君）　今竹岡議員が言われたのは、先ほど西岡議員の発言をとって、

ちょっと違うんじゃないですかという発言じゃなかったですか。西岡議員。

○13番（西岡 晃君） 再度、細かい内容ここでしゃべっていいというのであれば、私、しゃべる用意ありますけれども、よろしいですか。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも、先ほど申したように、御意見の場ですから、私、やっぱり、それぞれ議員というのは身分があるわけですから、間違いがあれば、間違いがあるというようなことは言われても結構ですけども、あくまでもこの議案に対する御意見です。その辺をわきまえていただきたいということです。ただ、今執行部のほうがそれはそうじゃないこうよというのがあれば、違う場ですべきじゃないかと思えますけど。この場にはちょっとなじまんのじゃないかと気がします。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 議長の取り計らいにお任せをしたいと思います。先ほどもどなたか言われたですかね、1年間議論してきたじゃないかと。私は、まだこの提案をされてから、何時間たったかしりませんが、それしか議論してないと思います。条例については。

今までやったのは、すりかえ議論でやってきたという、私は認識なんです。これが違っていけばしょうがないです。議論かみ合わないです。

上程されて初めて、この条例を審議しなくちゃならない事態が来たんです。提案者に対していろいろ質疑しました。結局委員会付託もしない。それは、数の論理ですから、議決されたから。あの数を見ても、この議案は可決は間違いないと私は思っています。

しかしながら、やっぱりどうしても議論が足りないのは、92条の2は遵守すべきだでいいんですが、2親等まで入れたという、しかもそれに議会に諮って議員の辞職勧告までできるようなこの必要性があるかどうか、まだ議論が不十分だと、私は申し上げたいです。

そのことを、やっぱり市民の皆さんに知っていただきたいし、何かの思惑で強引に力の数でやられるのは、それは結構です。ですが、私はやはり、今度議員活動として、この年末までにいろんな地区で会議をやります。ずっと訴え続けて、やはり意見を聞いてみたいところだったんです。ですが、きょうどうしても、可決するとおっしゃるならば、それはまた、市民の皆さんがこのテレビを見られて、どう判断されるか、私はたくさん聞いてます。

あんたが特別員会で言いよった、改選後でもええじゃないかと、問えいやと、堂々と。という意見をいただいておりますんで、私はそうした意味からしても、何でこれだけ急いで決めるんかと、議論も不十分なのに。

2親等の話が出たのは、特別委員会でも猶野議員が言っただけです。ほかの議員は何も議論まだしてなかった。ましてや、9条の問題もやってませんでした。そうした一つ、一つの議案審議をしないままで、数の論理でいくと、こうおっしゃるならいいんですが、私はあくまでも、まだ時間が足りてないと。確かにすりかえ議論ではやりました。ですが、条文の中までやらなかったんですよ。そのことをもって反対意見とします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。賛成の方、河本議員。

○12番（河本芳久君） 私は、この議案に賛成の立場で意見を述べます。今市民の利益につながらないとか、何か思惑があつてこの議案を提出する、いろいろこう意見がございました。私は、市民の目線からすれば、市と契約する議員がいる以上は、何らかの疑惑の目で見ると見る市民もいるでしょう。

それから、92の2に抵触するのじゃないからええじゃないかという、こういう御意見もあるかと思えます。いろいろ議員討論の中で、賛成、反対の立場はございますが、それは当然市民にもいろいろ意見があります。

私は、先ほど賛成の坪井議員の賛成意見に同感です。そして、先ほど若い議員たちの出番を封じるんじゃないかと、専門的に、職業的に議員やっていくのは今の報酬ではできない。すると何らかの企業活動される方が議会に出ようというときに、大きな障害になる、これも一理あると思えます。

しかし、議員になる以上は、そういう市と契約することによって、やはり何らかの疑惑の目で見られる。襟を正す意味では、当然このような条例案は出して何ら差し支えはない。そういう意味で賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） それでは、私は反対の立場で意見を申したいと思えます。

先ほど来、提案者への質問にいたしましても、回答がやっぱり条例、あるいは法にまだ、理解されてない状況が多々ございますし、そういった意味でも大変性急な状況であろうかと思っております。

従いまして、この改正案には反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秋山哲朗君） 賛成多数であります。よって、議員提出議案第3号は可決されました。

お諮りいたします。ただいま、議員提出議案第3号が議決されましたが、会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成27年第3回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後8時18分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月30日

美祢市議会議長

秋小哲朗

会議録署名議員

下井克己

”

河本寿久